

いう中にあつて我が国は、市場開放型でやりながら、しかも構造改善を進めつつ先進国型産業に向かつていこうという、ある意味では非常に勇気ある態度をとつておるわけあります。しかししながら、そういう状況であります中で我が国の織維貿易といふものを見ますと、輸出輸入、これはどうどるかによつて多少考え方も違います。しかし、そういう開放的な体制の中にあります。でも、先ほどから言われておりますとおり、本質的にまだ強くなつた産業ではないわけであります。そういう中において、特定のものについて、例えば綿製品等特定のものが非常に輸入が急増するということも起つてゐるわけですが、そういうものについても我が国の産業全体としては市場開放型で私はいくべきだと思います。そういう特殊な業態に対してもやはりそれ相応の手当といひますか措置も許される範囲でしていかなければならぬのじやないか、このように考えます。が、その点について通産省当局はどうのにお考へでいらっしゃいますか。

○黒田政府委員 御指摘のように、私どもこの織

維産業が構造改善を進める中で発展をしていくという基礎条件は、やはり開放経済体制のもとで行なうふうに進めていきたいと考えてゐるわけでございます。保護的な政策がとかく産業の創造性や活力を減退させるということは過去のいろいろな事例、歴史的な教えるところでござります。したがつて、私どもいたしましては、そういった開放体制ができるだけ維持しながら、その中で活力のある織維産業に発展していくほしいというのが基本的な体制でございます。

しかししながら、ただいま御指摘もございました

ように、諸外国では多国籍織維取り決めの発動を

しているケースも多いために、産業界の方から

は、特に輸入の急増しております品目に対しても

らかの水際の措置を講じてほしいという要求があ

ることは十分承知をしているところであります。

しかしながら、こういったものの発動に対しまし

ては私ども十分慎重でなければいけないといふ

ことで、むしろ輸出側に節度のある、秩序のある輸出を期待するというような努力を従来から行つておるところでもございますし、また国内の需給動向、輸入動向というものを的確に把握をいたしまして、必要な指導等を行い、対応するということを來ているのが現状でございます。

○森(清)委員 そのような構造改善を進めながら、そしてまた内外の非常に厳しい環境に対応しないかなければならないわけであります。そこで、業界について転廃業が行われるという懸念が大きいのであります。また、昨年の審議会の答申など見ましても、やはりそのおそれが強いから、転廃業対策について十二分な対策を講じておかなければならぬ、このような趣旨のことがあるわけであります。

織維産業が、いわゆる経営資源といいますか、

それが非常に汎用性に乏しいし、そういうことか

ら転用困難な経営資源でありますし、またその企

業形態はいわゆる下請的になつておりますし、し

かもその工程が分断的である。そういう業態であ

り、しかも産地性が非常に強く、特定の業態が

一定地域に集積している、こういう非常に特殊な

産業形態でございます。そういう中で、ある業態、

業種あるいはある地域、そういうものが相当大きな転

廃業が行われる。個々の事業者にとつても大変な

ことでございますが、それに対する対応、しかも

そういうものが大幅に行なれてくるとなります

と、その地域経済そのものが相当大きな混乱を起

こすわけでございます。

そういう中において、これからやむを得ず起

る、そういう転廃業に対する対策、特にまたそれ

が地域に及ぼす影響というふうなものについてど

う可能性もあるのではないかと、そういうふうに考

えておるわけですが、それに対する対応、しかも

そういうものが大幅に行なれてくるとなります

と、その地域経済そのものが相当大きな混乱を起

こすわけでございます。

そういう中において、これからやむを得ず起

る、そういう転廃業に対する対策、特にまたそれ

が地域に及ぼす影響というふうなものについてど

う可能性もあるのではないかと、そういうふうに考

えておるわけですが、それに対する対応、しかも

そういうものが大幅に行なれてくるとなります

と、その地域経済そのものが相当大きな混乱を起

こすわけでございます。

○黒田政府委員 せんだつてのビジョンにおま

して、織維産業が先進国型として発展をする可

能性があるということを一方で申しつづけられ

ています。

○森(清)委員 織維産業が先進国型として発展する可能性があるし、またそうならなければ我

現在織維産業に従事している事業者がそのまままで全員生き残れるわけではない、厳しい対応が迫られる、厳しい選択が迫られるということは、実は

この審議に参加をいたしました織維業界の関係者

を含む一致した意見であつたわけでございます。

ということは、そこで転廃業のようなものが発

生し得るということを実は申しておるわけでござ

りますが、事業者が自主的な判断でこれを行うと

いうことが基本的な建前にはなりますけれども、

御指摘のような中小企業の置かれた立場から、こ

れに対する国の補完措置というものを行つて、産

地経済にかかる地域の混乱というようなものをで

きるだけ防止していくといふことが必要だと思つ

ておるわけでございます。現在、転廃業に關しま

しては中小企業事業転換対策臨時措置法といふよ

うな法律もございまして、その他いろいろな形で

の支援措置が講じられておるわけでございまし

て、織維産業につきましても、こういった一般的

な制度といふものが活用し得るということは申す

までもないわけでござります。

しかししながら、冒頭申し上げましたよう

な織維

の制度といふものが活用し得るとい

う申します。

しかしながら、冒頭申し上げましたよう

な織維

の制度といふものが活用し得るとい

う申します。

私は、素材の面については、我が国のそういう

制度といふものが活用し得るとい

う申します。

私は、素材の面については、我が

し、ここ十年ほどのアパレル産業の発展というものはなかなか自覚ましいものもございますし、また最近、海外における日本人デザイナーといふものに対する目も非常に高まつてきておるという、大変力強い情報も聞かれるわけでございます。

役所が先頭に立つてファッショングビジネスとい

うようなものを振興するということはなかなか難しいわけでござりますけれども、まさに織維産業が先進国型になるということは、世界に通用する織維産業になるということでございまして、私どもの昨年のビジョンづくりの段階でも、国際的地位をさらに確立していくために国際感覚の醸成、国際交流の促進、日本の独創性の開拓といふようなことにみんなで努めていこう、そのための一つの契機としてワールド・ファッショング・フェアとかファンション・コミュニケーション・センター構想といふものが打ち出されているわけでございます。

したがいまして、私どもいたしましては、そういうものを打ち出されていてござります。その点の方針についてお伺いをしたいと思います。

○黒田政府委員 設備の登録制という問題は、昨年出されました織維ビジョンの検討の際の重要な項目として審議がなされました。審議の際には、既に昭和五十一年の提言において登録制を早急に停止すべしということが提言されておりますことを踏まえまして、しからば早期にその登録制の延長を停止するためには、具体的にどのような段取りを踏んだらいいか、どのような体制をつくり上げをいたしております。予算が成立いたしましたならば、その予算を使いまして一つの、業界としての討議の場、コンセンサスづくり、今後の方向といふものを打ち出していく、そういう議論を深めてもらいたい、かような準備を進めておるところでございます。

○森(清)委員 この法案とは直接は関係ないわけではあります、織維産業としては大変重要な問題、いわゆる中小企業団体法に基づく設備登録制の問題でございますが、昨年のビジョンにおいても、結論を先へ延ばしたという形になつておるわけでございます。

○森(清)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○水田委員 織維工業の構造改善については、織工審なり産業審の答申、まさにいわゆる大量生産で生きていくんじゃないなくて、全体的に知識集約型にしていくこう、こういうことです。見てみますと、これはもともとは特定織維工業構造改善臨時措置法というので取り組まれた。その当時は、いわゆる一つの業種の構造改善というのが主たるものだつたと思うのです。しかし、それ以来ずっと続いている法律まで臨時措置法ということで十六年間の年月が経過しておるわけですね。前回の五十四年の法改正のときにも、臨時措置ですから、これまで終わりだ、こういうことで提案があり、そして五年間延長をされてきたわけです。

どう考へても、臨時措置でそれがずっと恒久的に続くというのは一体どこに問題があるんだろか。その理由が私はなかなか理解しにくいわけですか。それは、法律の中やるべき事業の内容が適切に、織維産業をこういう方向で活性化していく

が、現実問題としては、この登録制を改変するときには、それぞれの業界において十二分に登録制の変化に対応できる体質ができておらなければ相手が先進国型になるということは、世界に通用する織維産業そのものの基盤が崩れていくのは当大きな混乱が生ずるし、また、それによってむしろ織維産業そのものの基盤が崩れていくのではないか。

特に中小企業に関係する問題でござりますので、そういう点について十二分な配慮がなされた上で、もちろん審議会でまた審議を進められるのであります。しかし、その審議会の審議はもとより、通産省としてもこういう問題については慎重に配慮をしながらやつていっていただきたい、こう思うわけであります。その点の方針についてお伺いをしたいと思います。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。その点について中企業廳長官にお伺いいたしますが、その辺について何らかの施策があるか、あるいはそれについてどうしても施策をいただかなければならぬわけであります。それについてどのようなお考えを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○水田委員 織維工業の構造改善については、織工審なり産業審の答申、まさにいわゆる大量生産で生きていくんじゃないなくて、全体的に知識集約型にしていくこう、こういうことです。見てみますと、これはもともとは特定織維工業構造改善臨時措置法というので取り組まれた。その当時は、いわゆる一つの業種の構造改善というのが主たるものだつたと思うのです。しかし、それ以来ずっと続いている法律まで臨時措置法ということで十六年間の年月が経過しておるわけですね。前回の五十四年の法改正のときにも、臨時措置ですから、これまで終わりだ、こういうことで提案があり、そして五年間延長をされてきたわけです。

どう考へても、臨時措置でそれがずっと恒久的に続くというのは一体どこに問題があるんだろか。その理由が私はなかなか理解しにくいわけですか。それは、法律の中やるべき事業の内容が適切に、織維産業をこういう方向で活性化していく

ことは、なかなか自覚ましいものもございますし、また最近、海外における日本人デザイナーといふものに対する目も非常に高まつてきておるという、大変力強い情報も聞かれるわけでございます。

役所が先頭に立つてファッショングビジネスといふようなものを振興するということはなかなか難しいわけでござりますけれども、まさに織維産業が先進国型になるということは、世界に通用する織維産業になるということでございまして、私どもの昨年のビジョンづくりの段階でも、国際的地位をさらに確立していくために国際感覚の醸成、国際交流の促進、日本の独創性の開拓といふようなことにみんなで努めていこう、そのための一つの契機としてワールド・ファッショング・フェアとかファンション・コミュニケーション・センター構想といふものが打ち出されているわけでございます。

したがいまして、私どもいたしましては、そういうものを打ち出されていてござります。その点の方針についてお伺いをしたいと思います。

○黒田政府委員 設備の登録制という問題は、昨年出されました織維ビジョンの検討の際の重要な項目として審議がなされました。審議の際には、既に昭和五十一年の提言において登録制を早急に停止すべしということが提言されておりますことを踏まえまして、しからば早期にその登録制の延長を停止するためには、具体的にどのような段取りを踏んだらいいか、どのような体制をつくり上げをいたしております。予算が成立いたしましたならば、その予算を使いまして一つの、業界としての討議の場、コンセンサスづくり、今後の方向といふものを打ち出していく、そういう議論を深めてもらいたい、かのような準備を進めておるところでございます。

○森(清)委員 この法案とは直接は関係ないわけではありませんが、織維産業としては大変重要な問題、いわゆる中小企業団体法に基づく設備登録制の問題でございますが、昨年のビジョンにおいても、結論を先へ延ばしたという形になつておるわけでございます。

○森(清)委員 時間もございませんので、最後になりますが、織維工業は、先ほどから御議論のあつたおり、非常に産地性の強い産業でございます。

また、産地としてのタオル織物業でございますけれども、これにつきましては、いわゆる産地法

まして、これは例を出すとあれでございますが、例えば愛媛県今治地区はタオルが本当の主産地でありますか、そういうことになつております。これについて、そのような非常な環境変化が起こるわけであります。しかし、その環境変化に対応していかなければなりません。もちろんこれはその努力によつて対応していくわけであります。やはりこれはその地域全体の問題として、中小企業全体の対策の中の一環としてやらなければ、あの地域の織維業界だけで解決はできない問題であります。

そういう意味で、そのような織維産業を抱え、そしてその地域について非常に大きな環境変化が起ころうであろう、こう予想されるところについてお伺いをしたいと思います。

○森(清)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○梶山委員長 水田稔君。

○水田委員 織維工業の構造改善については、織工審なり産業審の答申、まさにいわゆる大量生産で生きていくんじゃないなくて、全体的に知識集約型にしていくこう、こういうことです。見てみますと、これはもともとは特定織維工業構造改善臨時措置法というので取り組まれた。その当時は、いわゆる一つの業種の構造改善というのが主たるものだつたと思うのです。しかし、それ以来ずっと続いている法律まで臨時措置法ということで十六年間の年月が経過しておるわけですね。前回の五十四年の法改正のときにも、臨時措置ですから、これまで終わりだ、こういうことで提案があり、そして五年間延長をされてきたわけです。

どう考へても、臨時措置でそれがずっと恒久的に続くというのは一体どこに問題があるんだろか。それは、法律の中やるべき事業の内容が適切に、織維産業をこういう方向で活性化していく

そして、ここでさらに五年間、修正の部分といふのはごく一部ですから、全体を見れば同じパターングで構造改善をやろうとしておるわけですが、それで五年間の臨時措置をやれば、まさに産業審査会なり織工審の答申にあるような、織維工業が国際社会で、国際環境の中で先進工業国並みの形で牛きていけるという見通しは持つておられるのかどうか。これは基本的なことですから、できれば大臣にお答えいただきたいと思うのですが……。

○黒田政府委員　過去の経緯でございますと、若干の方から御説明をさせていただきますと、確かに昭和四十二年から今日まで、十六年間臨時措置法をお願いをしてきたわけでござりますし、また、さらに現在延長をお願いをしてきております。

昭和四十二年の時代の特定織工業構造改善臨時措置法と申しますのは、特定の業種につきまして設備の近代化という点に力を入れまして、その限りではかなりの成果があつた、当時の時代的な要請にはこたえたというふうに考へるわけでござります。

しかしながら、その後、内外環境といふもののは大きく変化をいたしておるわけでございまして、単なる設備の近代化とかスケールメリットの追求だけに重点を置いていた構造改善では、高度化をいたします国民のニーズにはこたえられないと、あるいは発展途上国の追い上げにも対処できないというような考え方のもとに、この法律の日直しを行いまして、昭和四十九年以降現在のよくな形でございますが、織維工業の知識集約化を目的とした垂直連携を通じて、商品企画力、技術力もついてまいりました。成果は徐々にあらわしているように思ひます。そのような点から織維善策というものを推進することにしたわけござります。

現在の構造改善事業というものは、非常に高価化いたします消費費者一一人にこたえられる高付加価値製品というものが既に相当開発できるといふ力もついてまいりました。成果は徐々にあらわしているように思ひます。そのような点から織維

の構造改善の理念あるいは基本的な枠組みとしての制度はこれでよかつたんじやないかというふうに考へておられるわけでございます。しかしながら、織維工業全体を見たときに、構造改善の進捗状況が果たして十分であったかといたることになりますと、必ずしもそうとも言えないので、ただいま先生の御質問は、それが制度の方の手立てに問題があつたのか、あるいは業界の取り組みの方に問題があつたのか、どう見るか、こういう御指摘でござります。

この点につきましては、制度面につきましての問題点は、実は五年前、五十四年度の改正のときには相当手直しをしていただきました。私どもはこのときの手直しで制度面での問題点は一応解消されたというふうに考えるわけでございまして、むしろ業界の取り組みの姿勢と申しますか、あるいは業界を取り巻く客観条件というものが、石油ショックによる厳しい不況というような状況下で、事業者が当面の問題目に目を奪われるといいますか、その対策に忙しくて、中長期的な前向きの構造改善に取り組むだけの余力が必ずしも十分ではなかつたということが最大の原因のようには思われます。昨年の審議会の審議の過程では、取り組み、その辺に状況判断の甘さがあつたんじゃないだろうかというような御批判も寄せられているわけでございます。

しからば今後五年間で大丈夫かということでございますが、最近情勢の若干の好転というようなこともございまし、特に昨年のビジョン審議の過程で、そういう新しい状況に対応する構造改善なくしては生き残り得ない、そのことによつてのみ自分たちが生き残れるんだということが非常に強く認識をされているわけでございます。今後五年間に構造改善ができるかどうかということよりも、五年間には構造改善を完了しなければならないという非常に強い意識で取り組んでおるというふうに私は考へるわけでございまして、今後五年間といふものが織維産業にとって非常に重要な正

○水田委員 例えれば、私の地元には光輝縫、畠の縫を全国の七割生産しておる小さな生産地があるわけです。ここでは、細幅ですが、糸のつや出しといふものはもともと特殊な技術だつたわけです。高速織機を入れるから生産力が物すごく上がるわけです。それから、素材が変わりますから今までインペルをつくつておつたところも光輝縫に変えうような状態が続いておるのであります。これは近代化を進めた結果なんですね。五十四年に法改正をやく関係のない産業ですね。大変な過剰生産で、それが以来十年ぐらいもうずっとどうにもならぬといふことがでます。そして、これは輸出、輸入は全く手だてとしては十分だ、こう言われるのであります。が、例えば、新しい情報を产地でどうと思えば、大都市部にいわゆるモデルショップをつくつて情報を取りたい。しかし、これまでの法律ではそれは認められないというような問題があるのであります。ですから私は、これまでの手だてと取り組みの中にそういう問題認識があつたんじやないか。それは五十四年ではなくて解消したということにはならない。そういう点については実態を御存じだと思います。この五年間で、垂直連携といふことは使わないそうですが、異業種間の連携とうのを進めてきたところですね。例えは、参考人は八ヵ所だけある程度進み出した、こう言うのですが、五年間のある程度の新しい時代の対応というのは、業界も今までオイルショックによつて取り組みがやりにくかった、私もわかります。当面をどうしのぐかということだつたと思うのですが、そういう点ではある程度の見通しも立つと思うのです。いわゆる異業種間の連携がどういう形で成功し、そして五年間の見通しを立てれば——それは全部ができるということにはならぬでしょう、相当程度はいくかどうかというような見通しを持つて、五年間の延長で一部改正という形の提案になるべきじゃないかと思うのですが、いかがなものですか。

○黒田政府委員 織維産業というのは非常に多種多様なすそ野を持つておりますし、また川上、川中、川下、それぞれ事情も違います。また地域によって歴史あるいは産業の組織というものが非常に違っていることがあるわけでございまして、それの方々が自主的な努力で新しい織維産業というものを構築すべく、それぞれ努力をしてきておられると思います。

過去五年間あるいは十年間の成果でございますけれども、工程が非常に分断をされてばらばらで、自分がつくっているものが何に使われるか必ずしも十分にわからないというようなことすらあつたのが実情であった織維産業というものの構造が、この十年間知識集約化、総合型の連携といいますか、異業種間の結合といいますか、あるいは実需により直結したというふうに言うべきかもしませんが、そういった意識が非常に高まつてきつたあるという意味において、相当な成果はあつたんじゃないだろうか、十分かと言わればもちろん必ずしも十分ではないかもしれないけれども、方向としては成果を上げてきてている。そして法律自身が、いわば計画をつければそれを応援しましょうという法律体系でござりますから、それ自身としては一つの器としての機能を果たしているわけでございまして、その中に何を盛り込んでいくかということは、それぞれの産地、それぞれの業種のところでお考えをいただくということになります。

そのような関連で、実は私どももこの五年間の延長を国会にお願いしておりますが、他方、業界に対しましては、特に産地を構成しておりますような業種、グループにつきましては、それぞれの産地が今後五年間取り組むべき課題、そしてその中には自分たちの活動の幅を前後左右に広げていくという要素を含んでおるわけでございますが、現在、そういう産地ビジョンと呼んでいいかと思いますが、そういうものを至急つくり上げて、それぞれがねらいとするところを明らかにして、その上で、この新しい法律が成立いたしました際に

は、そのもとでそれぞれの努力をしていただく、そしてできる範囲でまた政府が支援をしていく、こういう体制で進めていきたい、かように考えております。

の学生服といふのは全国の六割を生産してきた产地なんですね。ここを見ますと、これは产地として今、通産省が進めようとするいわゆる異業種間の連携といふものがかつて完全にあつたところなんです。例えば日本で三番目にできた紡績があつて、紡績が二つあり、より機の工場がある。より機の機械を生産するのでは日本で最高の品質のものをつくる工場がある。そして染めもやれば染色もある。織物屋もある。そして縫製ができる。それを見れば学生服なら金ボタンでボタンをつくるプレスの工場がある。そういうぐあいに全部が連携してやってきた。今どうなつておるかといいますと、これは布については大手のメーカーあるいは商社から、何という品種はもうこのルートしか入らぬ。製造元から卸を通じて、そして工場にしか入らぬ。あるいは染色へも、前は地域のものが纏つた布をここで染めてくれと染色へ持つていて、そして製品にする。そして自分が販売する。今は染色も、商社からこういう色を染めてくれ。ここへはおりないわけです。全部違った形で行くわけです。

いう形での産地もあります。私の地元は糸から全部あつたところです。そういう形になつてきて太手のダミーが参入してくる。そのため、その地域で細々とあるいわゆる異業種の連携も、一つがつぶれればどこかほかへ出さぬと仕事ができぬわけですから、そういう形に変わつてきておる。これはずっと法律を運用しながら進まなかつたという中に、そういうものは一体お調べになつておるのかどうか。ですから、やられる以上はそういう点も十分わきまえた上で、実態に合つた法律の運用なり行政指導がなされるべきだと思うのです。私は地元に住んでおるものですから参考に申し上げたのですが、ほかではまた違つた形のそういう産地形成がされておるところがあると思つうのですが、その点はいかがですか。

○黒田政府委員 私も個々の産地の状況について十分承知しているわけではございませんが、私ども実はこの法律で期待しておりますのは、今先生御指摘のような意味で、異業種間の連携が川上から川下までシステム的に成り立つてゐるという形を期待しているわけでございます。必ずしもそれらの川上から川下までのものが一貫して同じ場所になければならないかどうかという点については、いろいろな他の状況も影響していくかと思うわけでござりますけれども、産地が産地として今日まで発展してきているということにつきましては、産地としての一つの集積の利益といふものがあるはずでございますし、また、そういう集積のメリットが生かせた産地が栄える、そしてややそれを生かし切れないところは、残念ながら他の産地におくれをとっていくというようなことがあります。

私ども、この法律といたしましては、構造改善計画の中でも中小企業者というものが集まつて、一つの異業種連携というものを強化していくという形の中で力をつけていくことにして政府として応援をさせていただくということをございまして、それぞれの産地の状況というものは十分に踏まえながら、特殊性を生かす形での発展というも

のを期待しているところでございます。
○水田委員 言われるところ、川上から川中、川下まで全部そろつたそういう産地ばかりじゃないと私も思うのです。それらの今持つておる特殊性を生かしながら、これは二地域の連携、あるいは三角関係の、いわゆる三種を結んでの連携とか、そういうやり方はあると思うのです。だけれども、今申し上げました、例えば大手の系列下になつてせつからくの産地がつぶれてしまう、そういうことはこれから再活性化を図るために考えていかなければならぬことだと思うのです。それは後でまた申し上げますが、このことは進めていく上で異業種連携で小さな問題ですが、こういうこともあります。

例えば、織物と染色とやっていく。今染色で何が一番問題かというと、排水規制で水のトン数を規制される、排水処理は非常に厳しいあれがある。これは公害の点からいつて当然すべきなのであります。ところが、織物を織るときには、織りやすいようにのりづけして織るわけです。のりに何を使つたかは企業秘密だから言わないわけです、デキストリンを使っておるのか、あるいはポバールを使つておるのか、あるいはそれ以外のものを、混合のものを使っておるのか。受ける側の染色には中小零細が多いわけです。そこで染める前には水洗いをやるわけです。その水の量というのは大変な量になる。これは排水の規制のふるいにかかるてくるわけですね。せめて情報だけでいいのです、よそへ漏らさないという。そういう形から金もかからぬことでの異業種の連携というものはできぬことはないわけですね。そういうことさえ今までできることさえ、金がそれほどかかるもの

ですから、やろうと思えばそういうこともできるし、先ほどちょっと申し上げましたが、例えばアパレルで情報を収集して、今度の修正案の中には調査等が入つておるのでですが、そういうのさえやつてもらえれば若干違つてくるのですね。そういう二点について、今の法律あるいはやり方によつたらできることさえ、金がそれほどかかるもの

じやないのができないということについては、どういうぐあいにお考えなのか。私は、異業種連携のそういう細かい点に対する配慮というものの必要ではないのか、そういうぐあいに思うのですが、いかがですか。

○黒田政府委員　ただいま御指摘になりました、機屋が使っているのりがよくわからないために染色の方が非常に困りになるというような問題は、まさに日本の織維産業の工程が分断をされていて、その間に連絡がないと申しますか、自分のつくつているものがどういうふうに使われていくのか、どこへ流れいくかということに対して、従来知らないままに進められてきたという一つの産業組織上の特質の一番悪い面があらわれた点を今先生御指摘になられたと思います。

私どもいたしまして、今度の織維ビジョンでも、織維産業のあるべき将来像としては、産業全体の総合性が発揮できる、そういうシステム型の産業を構築しろということをうたいあげているわけでございまして、こうした工程分断的な従来の構造の弱点をどうにか克服する、その手段として異業種間の連携というようなことをうたい上げておるわけでございます。その場合には、異業種が結合して何かをつくるというような、あるいはグループを形成するというような、ある意味できつちりした結合もあるうかと思いますが、今先生御指摘のように、上が、川中段階が利用しているのりの成分等の情報が、今度はそれを洗い流す人のところに的確に届くというようなことは、これは広い意味での異業種間の連携の一つの極めて適切な例のように私は思います。

今までそれが見落とされていたじゃないかといふ点につきましては、私どもも確かにうつかりしていた点もあるかもしれません、これはできることであれば、そういう染色業の方々がそういう問題提起されて、そして例えば機屋さんとの団体あるいは整経サイジングの方々とのお話し合いによってそういう情報がうまくつながるようになります。

ろうと思いますし、私、先生のお話を伺いながら、私どもできることはお話し合いのあつせん程度に限られますけれども、ぜひそういうことについてはやつてみたいものだというふうに考えております。

また、もう少し広い意味での情報一般につきましては、いろいろな意味で末端の情報、消費者のニーズというものをを中心とするいろいろな情報と、いうものが的確に商品を生産していく各段階に供給されるということが非常に重要なことでございまして、この点必ずしも十分に從来行われていたとは言いがたい点もございますけれども、今後の先進国型産業と申します織維産業の発展のために、技術の問題と並んで欠くことのできない重要な要素である、かように考えております。

○水田委員 今申し上げましたように、私は、從来の形の座地がそのまま生き残れるとは思えない。しかし、新しい形での産地形成というのはこの構造改善の中でも当然やつてもらわなければならぬ。それは今の織維の座地というのは、いわゆる中小零細によつて支えられておるのですね。これは雇用の面から考えても、先端産業が張りついたところでは若年の労働者の雇用というのがぐつと起こつてくるのですね。ところが、そういう織維などの座地の雇用というものは、もちろん若年労働者の働く場所もできる、婦人の働く場所もできる、中高年齢層の働く場所もできるのです。そういうメリットを持つてゐるわけです。ですから、そういう点ではぜひ中小企業方もそういう立場で、織維の問題は織維業界の問題だけじゃなくて、そういう中小企業の問題としてのとらまえ方をして考えていただきたい。

その中で異業種間の連携というのは、さつきもちょっとと申し上げました、あるいは二地域の形でのものもあるし、三角形のような形になる、そういう形で再活性化できる。ですから、それは一つの業種だけのいわゆる座地形成ということではなくて、立たないだろうと思うのです。ですから、そもそもんやらなければならぬ。それをやると同

時に、異業種間の連携が、ある程度の距離を置いても、二つ、三つが連携して産地形成ができる、そのことがいわゆる零細業者あるいは中小業者が生き残っていく道になるし、雇用問題でも大変それが地域の雇用確保なり活性化につながっていくのじやないか、そういうふうに思うわけです。ですからもう一つは、先ほどもちよつと申し上げましたが、いわゆる大手の製造元が系列化していく、それ以外はもう入れないというような形になれば、産地としては崩れてくるわけですね。ですから、場合によってはダメーが入ってきておる。そういう問題については、この構造改善を進める中で、産地だけにこだわることも、産地も大事にしてもらいたい、同時に、異業種間の連携が大手によって全部いらわれて——一番心配しておるのはみんなそのことなんですね。構造改善そのもの、あるいは登録制の問題でもそういう心配をされている。この法律に基づく構造改善についてもそういう点が、現実にこれまでの産地が衰微しているのは、大手の参入によってこれまで保たれてきた産地のメリットというのが崩れてくる、断ち切られてくる、そういうところに問題がある。この二点についてぜひ御配慮いただきたい。やる以上はそういう考え方を持って進めてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田政府委員 産地というものが雇用吸收の見地から非常な役に立っているということは御指摘のとおりだと思います。しかし他方、後継者を見つけることが難しくなっているという問題も抱えているよう聞いております。

その見地から申しますと、産地が活性化をしき活性化の方法にはおつしやるようにいろいろな方法がある、いろいろな結びつきのやり方もあると思いますが、そういう結びつきを通じて産地が活性化をする、産地の将来に対してある明るい希望が持てるということがまた後継者等の入りやすい環境をつくり出していくふうに、現在どちらかといふと悪循環になつてゐるかもしれない状況を何とかいい循環に変えていくことが必要だと思

思っております。ビジョンづくりというようなものも、そういう意味では、大きなビジョンというものが織維産業の未来に明るい展望を示すということは、織維産業全体のために非常に役に立っているという評価もいただくわけでございますが、同時に、各産地が各産地としての将来展望、ビジョンというものを打ち出されることによって、若い人たち、人材を引き寄せていくということが考えられるのではないかと考えます。

それから、確かに大企業と中小企業の関係といふものは、いろいろなところで、いろいろな接点で問題を生じ得る可能性はあるかと思つております。ただ、私どもは必ずしも常にそれを対立的なものというふうにだけ見るのはなくて、むしろ協力関係と申しますが、大企業が得意な分野と、むしろ中小企業が得意な分野というものがあるわけでございまして、立派などといいましようが、非常に対応力のある中小企業と大企業はむしろ協力関係に入ることを望んでいるという状況もあるわけで、これは必ずしもそこで関係ができ上がつたから直ちに系列化され支配下に置かれたというわけではなくて、比較的安定した長期的な取引関係を、力のある、対応力のある中小企業者にとっては、むしろ大企業の方が望むという形になるケースがあるようにも聞いております。

したがいまして、この法律で応援をいたしております知識集約化のための構造改善というものは、中小企業者が大企業とむしろ伍して、大企業と対等な立場で交渉をし、取引をし得るような、そういう力をつけていくために応援をするということをございまして、中小企業事業団の長期低利融資あるいは特定組合及びその構成員に対しまず課税の特例といったような点につきましては、中小企業者に対してもみ段階の配慮を行うという形でございまして、中小企業事業団の長期低利融資あるいは特定組合及びその構成員に対しまず課税の特例といったような点につきましては、中小企業者によつては確かに言われるとおりですが、業種によつてはやはり若い後継者が一生涯で

命やろうとしているのがあるわけです。それから業者の関係ですが、やはり実際には力関係が違いますよ。だから、分野法に言うような条件を整えるといふことと、組合なりあるいは産地で話をする場合、そういう意向も十分酌んだ形でないとうまくいかないのじやないか。お答えなかつたけれども、五年間で完全に終わるとは言われぬわけですが、それはいつまでたつても続くと思うのです。だから、大事なことは、いわゆる大手の川上の一番上のところが技術力もあれば資本力もあるわけですから、そういう中で今、生き残っていく努力をされておるわけです。その川中、川下のところに一番問題があるということですから、分野法の考え方を進めていく中で、一つはそういう考え方もぜひ導入して進めるようにしてもらいたいと思います。

それから、これはちよつと話が違いますが、通産省も聞いておつていただきたい。

大蔵省においておつてありますか。——現実には織維というのはこういう形なんです。これは通産省も御存じだと思うのですが、内職、いわゆる家庭内労働の調査を労働省の労働基準局がやつておるのです。全体の内職のうち、織維工業が二〇・六%で、衣服その他の織維製品が三〇%ですから、現在、日本の内職の五〇%はいわゆる織維がやっている、そういうことなんです。

そこで、これは税金の問題になるわけですが、今税法が審議されておるわけです。これまでパートが七十九万円で、今度は八十八万円。これは与野党の話し合いで、九十万円になるような話が今進んでおるわけです。ところが内職は二十九万円で、今度三十三万ということですね。

実は私の地元では毎年中学卒業生が、人口八万ぐらいのところで三千人よそから来ております。今は来ないです。もう人も来ないです。ですかねそこで育った人たちが、お嫁に行つて、とにかく

くパートに行くか、家で縫うか、子供の関係で全部が全部パートに行けない。ですから、中小零細業者はつくるのに、これは内職でやつてもらえないか、こういう形で出すわけです。これはもう全く労務提供の形なんです。これはつい最近、何人もの中業者から頼んだけれども、二十九万円で税金かかるからやらぬ、こう言うのです。だから、実際には仕事ができぬわけです。

(委員長退席 田原委員長代理着席) で、昨年の三月七日の予算委員会の分、

取票か支払明細書の提出があれば給与所得扱いとする、「こういう答弁をされて、実際にはそういうふうに先が指導されておるはずなんですが、私のところでは十分それは漫透しておらないわけです。ですから、再確認のために伺ひますのですが、その方針は変わりはないかどうか。それから、出先に対してもう点の通達等は、十分浸透するような措置がとられておるのかどうか、大蔵省の方からお答えいただきたい。

いうものだということを十分頭に置いた上で、構造改善と言ふのも、あるいは世界の中で生きいくという大きいことを言うのも大事だけれども、現実に国民の衣料を支えておるところはそういうところにあるということを、これは労働省の数字ですから、ちゃんととつてよく見ていただきたい

○岡本説明員　いわゆる内職者につきましては、今先生からお話をございましたように、いろいろな形態があるわけでございますけれども、課税上の取り扱いいたしましては、その内職というものが会社との関係でいわゆる雇用契約に基づくものであるときは給与所得、それから、それ以外のものにつきましては雑所得あるいは事業所得こういう取り扱いをいたしております。その区分に当たりましては、個々の内職者の実態に即しまして判断させていただいているわけでございますけれども、例えば源泉徴収票とかあるいは給与の支

払い明細書といったものがある場合には雇用契約に基づく給与、こういうようなことで考えられますが、我々いたしましては給与所得として扱つておるところでございます。

御案内のとおり、そのほかに国税局といたしましては、常に多数の納税者と接触する機会が多いわけでございます。したがいまして、そういうたな納税者、業種団体あるいは労働組合等々といろいろ質疑応答、あるいは個別の納税相談がござりますので、そういったところを通じまして周知徹底を図つておるところでございます。

な御参考までに、労働省の方におきましては、その家内労働に関する施策を推進する中で、必要に応じまして我々国税当局の考え方につきまして御説明していただいているというふうに伺っております。このようなことから、我々国税当局の考え方が納税者の方々にかなり周知、御理解いただいているのではないかというふうに考えています。

ただ、いざれにいたしましても、我々の考え方を納税者に御理解いただくということは、税務行政を円滑に進めていく上で重要なことでございまして、今後ともこの周知方につきましては必要に応じまして適切に対処してまいりたい、こう考えております。

○水田委員 次は、この法律ではなくてむしろ団体法に関係があるわけですが、先日の参考人の意見の中でも大変心配しておる登録制の問題であります。

これは、構造改善をやる中で全体的に、先ほども申し上げましたように、大手の資本の参入ということを一番心配しておるわけです。産構審なり織工審の答申というのはまさに、国際環境の中で日本の織維産業が生き残っていくその処方せんだ、これについてこれない者は転職業しろ、こういう流れの考え方なんです。それは現実にはそういう不安を持つておるし、もう一つはそれに関連

して、構造改善を進めるテンボより速いテンボでいわゆる集中豪雨的な繊維製品の輸入急増ということがかかってきておる。そういう点で言えば、輸入の問題について規制することは日本の状態では大変難しいとは思うけれども、片一方では、構造改善を進めていかなさい。一生懸命やつていて、それ以上のテンボで輸入が入つてくるといふことでは、やつたところでそつちがとまらなかつたら、構造改善が済まぬうちにづぶれてしまつてもできぬじやないか、そういう不安が非常に強いのがこの間の参考人、業界の代表なり労働者の

でございまして、それをいかに実施に移すかと
いう形で問題を私どもいただいているわけでござ
います。

したがいまして、今回の討議におきましても、
長期にわたつたことに伴つていろいろ問題もある
のだから、これを段階的に、混乱を起さないよ
うな形でどういうふうに解消していくか、その段
取りを議論したらいいじゃないか、こういう形で
議論したわけであります、いろいろ御議論もござ
いまして、継続審議にしたということでござい
ます。

代表の御意見だったと思うのですね。
ですからそういう点については、輸入問題について、通産省としては一体どういう構造改善を進めていくか、これは、やれば生き残れますよ、こういうことを言えるのか、あるいは一方では、輸入規制については我が国は貿易収支が大黒字だからともできませんと言うのでは、片一方で構造改善をやれと言つたって、そんなことをやる前に登録制を温存してもらった方が細々でも生きていけるじゃないか、こういう感覚になると思うのですね。その業者の不安に対しても、あるいは輸入規制の問題について、どういうぐあいに通産省としてはお考えになつてあるか、二点についてお伺いしたいと思います。

○黒田政府委員 まず、設備の登録制という問題でござります。

これは、御指摘のよう中小企業団体法の規定に基づきまして、既に三十年ぐらいにわたつて織維の川中段階を中心いたしまして実施されていましたが、

○黒田政府委員 ます 設備の登録制という問題でござります。

これは、御指摘のよううに中小企業団体法の規定に基づきまして、既に三十年ぐらいにわたつて織維の川中段階を中心いたしまして実施されてゐる制度でございます。私どもが関係の方々とビジョンづくりをいたします過程で、特にこの問題が一つの大きなテーマになつたことは事実でござります。そこでの結論は御案内のように先送りにいたしまして継続審議、早急に結論をまとめようとすることです。昨年の十月の段階では実は御答申をいただいているわけでございます。八年ほど前、五十年前に、この問題が議論されました際に、既に廃止の方向というものが実は打ち出されておるわ

けでございまして、それをいかに実施に移すかと
いう形で問題を私どもいただいているわけでござ
います。

したがいまして、今回の討議におきましても、
長期にわたったことに伴つていろいろ問題もある
のだから、これを段階的に、混乱を起さないよ
うな形でどういうふうに解消していくか、その段
取りを議論したらいじやないか、こういう形で
議論したわけでありますか、いろいろ御議論もござ
いまして、継続審議にしたということでござい
ます。

これはいろいろな意見がございまして、例え
ば、現在団体法の法律上の要件から見て、果たし
て継続するだけの理由があるかというような議論
も一方はあるわけでございます。他方には、こ
の際織維産業というのは非常に大きな転機にある
のだと。先進国型と言われる新しい産業を目指し
て構造改善に取り組んでいかなければならぬと
いう非常に大きな転換期にあるこの時期に、登録
制という非常に長く続いた制度が、その登録制の
もとにある業界を守ってくれているかもしれない
というような何か安易な気持ちを、事によると織
維業者に与えているとすると、それは、非常に厳
しい対応を必要としているときに、業界が何とか
その厳しい状況に対応していくための決意を
表明しておることとやら相入れないのではないかだ
ろうか。むしろこの際、非常に新しい決意で臨む
以上は、過去から長く続いているある種の保護の
手段というものを含めて見直してみるべきではな
いか、こういう形で問題が提起されてきているわ
けでございます。

したがいまして、そういう意識上の問題とい
うことがその根源にあるわけでござりますから、私
どもいたしましても、突然にその制度をあしめた
からやめてしまうというようなことを考えていい
わけではもちろんないわけでございまして、どの
ような段取りで軟着陸ができるだろうか、そして
その前提として、非常に厳しい状況に立ち向かう
だけの決意というものが業界にしみ通っていく、

でき上がつていろいろなことを同時に期待する必要があるだろう、こういうようなプロセスを考えているわけでございますので、今後とも各業種、各産地と議論を進めまして、それらの御理解を深めながら、その進展状況に応じて、審議会の結論をいただいた上で、私どもはそれを守っていくといたことでございますので、非常な不安なり混乱に陥るということは考えられないわけでございます。

それから輸入問題でございますが、これも非常に難しい問題でございます。輸入の急増によって構造改善努力というものが無効になってしまってはいかないかといふことは、確かに一部の業界から非常に強く懸念される点でござります。しかしながら、私どもも、織維産業の発展の基本は、あくまでも開放体制のもとで頑張つていくんだということを基本にしているわけでございますので、これは一たん制限が始まりますとなかなかやめられない、あるいは非常に広範に波及していくというようなことも考えますと、容易には輸入制限を実施するということも難しいのではないかということが皆さんの御意見でござります。

よかしながら、しかばね輸入の急増を放置していいかといふことはないわけでございまして、できるだけ秩序のある輸入といふものを確保する必要があるということが要請されるわけでございまして、ビジョンづくりの観点でもいろいろな手段を討議して具体的に考え出されております。

それは非常に思惑的な形で押し込み輸出というようなものが起つて混乱するということは避けなければならぬということで、実需と結びついた形での輸入ということになりますれば、おのずからそこに一つの秩序も出てくると思いますし、また自分だけがやっているのかもしれないということで、抜け駆け的に輸入をしようという人たちが、結果を見ると全員がそういうふうに走つていたということも過去にはあつたわけでござりますので、できるだけそういった情報と/or>の

を事前に把握をいたしまして適切にその情報を供給するというような形、あるいは輸出国に対しまして輸入制限を回避するためには輸出国側の協力というものが基本的には必要なんだということにすぐ陥るということは考えられないわけでござります。

のか。

それから、中小零細のところで心配しておるのは、大手の企業はもちろん研究機関に参加しておるわけでしょうが、そういう中でこの情報というのは地方の中小零細のところへはなかなか来ないのではないか。実際にやる場合には大都市の大手のところでやられて、これまた中小零細は自動縫製システムの点でもおくれをとつて、さらに衰微するのではないかという心配を持っておるわけですね。

ですから、今どういう研究が進んでおるのか、いつぐらにはそういうものが上がりうるのか、そして、それらは実際にやろうという意欲のある輸入がふえるという問題じやないで、それは当然自由貿易体制の中でやるべきですが一年間に三倍にも五倍にもなるという集中豪雨的なことをやろうと思えば、めどを立て、二割とか三割のところでもやられて、これまで中小零細は自動縫製システムの点でもおくれをとつて、さらに衰微するのではないかという心配を持っておるわけですね。

○水田委員 齒切れが非常に悪いのですが、そういう点は例えばこの法律の目的の達成を五年以内にやろうと思えば、めどを立て、二割とか三割のところでもやられて、これまで中小零細は自動縫製システムの点でもおくれをとつて、さらに衰微するのではないかという心配を持っておるわけですね。

○黒田政府委員 これは国が委託による研究でございまして、その成果につきましては若干の対価を民間ベースあるいは政府ベースで機会あるごとに話をするというような、現在までのところはそ

ういったソフトな対応によって何とか秩序ある輸入を確保いたしまして、そのもとでの構造改善の進展というものに不安なきを期したい、かように考

えています。

○水田委員 この研究開発が終わつて利用する場合、私が申し上げた地場の中小零細が意欲を持つておれば心配なく使えるようなことになるのかどうか、その点もう一遍お答えいただきたいと思いま

す。

○黒田政府委員 これは国が委託による研究でございまして、その成果につきましては若干の対価を民間ベースあるいは政府ベースで機会あるごとに話をするというような、現在縫製業というものが中小企業を主体に構成されているわけでございますが、すべてオープンになつておるということです。

○水田委員 この研究開発が終わつて利用する場合、私が申し上げた地場の中小零細が意欲を持つておれば心配なく使えるようなことになるのかどうか、その点もう一遍お答えいただきたいと思いま

す。

○水田委員 これは国が委託による研究でございまして、その成果につきましては若干の対価を民間ベースあるいは政府ベースで機会あるごとに話をするというような、現在縫製業というものが中小企業を主体に構成されているわけでございますが、すべてオープンになつておるということです。

○黒田政府委員 これは国が委託による研究でございまして、その成果につきましては若干の対価を民間ベースあるいは政府ベースで機会あるごとに話をするというような、現在縫製業というものが中小企業を主体に構成されているわけでございますが、すべてオープンになつておるということです。

○水田委員 従来から、織維構造改善事業協会を通じまして、産地の技術指導ということに対しまして私ども支援を行つてきたわけでございま

すが、これはどちらかといいますと非常に基礎的、基本的な技術について零細企業を指導するということでございました。しかしながら、最近になりましたして、多品種少量短サイクル化に対応せよというふうな新しいニーズが生まれております。他方、メカトロニクスと申しましようか、コンピューター利用型の新しい技術がどんどん生まれてきています。ビジョンの討議の過程でも指摘されたわけですが、そういった新技術の導入という見地から見ると、どうも織維産業は他の産業に比べてあるいはおくれているかも知れないとおっしゃっています。ビジョンの討議の過程でも指摘されただけであります。最新の技術情報あるいは生産工程の管理技術というような、新しい、やや高度のところを織維産業にアプライするための、そういうたたき方をこの問題点も指摘されたわけでございますので、私は新しい予算をお願いをしているところでございます。

○水田委員 答申によりますと、国際社会の中では、いわゆるアパレル産業で伸びていこう、こう

いうことになれば、当然そういう人材の養成ということが必要なわけですね。ですから、今言われたように、技術的なというのは、物をつくる上で

の技術というものは、大事なのは国際的に通用する感覚、創造性というものが日本の全体の土

壤の中に育つてくる、あるいは織維産業の中に育つてくる、そういうものが本来必要なのじゃないですか。答申が求めておるのは恐らくそういうこ

とだと私は思う。

そういう点では、それをやるとするなら、日本の今の偏差値教育なり学歴偏重社会というものをとにかく変えない限り、そういう発想にはなって

こない。そういう大変なものを持つておるわけですね。本来答申はそういうものをお尋ねでござりますが、そ

のままである。しかし、今言われたのは単なる技術を習得した人とい

うことになるわけで、これ以上今申し上げてもすぐ変わるわけじゃありませんが、少なくとも方

向としてはそういうものを求めておる。そのままである。もちろん各種学校でやっていますが、そ

の産地には織維産業があるわけありますか

こでは創造性というものはそう簡単にできてくるものじゃない、もう小学校からの教育の中でやらなければできてくるものじゃないということだけ申し上げて、まだまだこの点では、法律の対応としては答申に比べて不十分ではないかということだけ申し上げておきたいと思うのです。

それから、時間がありませんから、あと二つまとめて申し上げますが、こういう構造改善に対するできないところは転業して生きていきなさいと、私どもいたしましては、最新の技術情報あるいは生産工程の管理技術というような、新しい、や

や高度のところを織維産業にアプライするため

の、そういうたたき方をこの問題点も指摘されたわけでございますので、私は新しい予算をお願いをしているところでございます。

○水田委員 答申によりますと、国際社会の中

で、いわゆるアパレル産業で伸びていこう、こう

いうことになれば、当然そういう人材の養成とい

うことが必要なわけですね。ですから、今言われたように、技術的なというのは、物をつくる上で

の技術というものは、大事なのは国際的に通用する感覚、創造性というものが日本の全体の土

壤の中に育つてくる、あるいは織維産業の中に育つてくる、そういうものが本来必要なのじゃないですか。答申が求めておるのは恐らくそういうこ

とだと私は思う。

そういう点では、それをやるとするなら、日本の今の偏差値教育なり学歴偏重社会というものをとにかく変えない限り、そういう発想にはなって

こない。そういう大変なものを持つておるわけですね。本来答申はそういうものをお尋ねでござりますが、そ

のままである。しかし、今言われたのは単なる技術を習得した人とい

うことになるわけで、これ以上今申し上げてもすぐ変わるわけじゃありませんが、少なくとも方

向としてはそういうものを求めておる。そのままである。もちろん各種学校でやっていますが、そ

の産地には織維産業があるわけありますか

○水田委員 終わります。

○梶山委員長 渡辺嘉蔵君。

○渡辺嘉蔵委員 織維工業構造改善臨時措置法の五年延長の問題と内容の改正案が出たわけです

いただくということを考えております。

○水田委員 時間が参りましたが、簡単に大臣か

らひとつ、今ずつ聞いていただきましたが、法

律を立法の場では頭の中で考えるわけですね。し

かし、実際には産業というものは生きた人が毎

日の生活を抱えながらやっておるわけです。そ

ういう中で、例えば今度の二つの点の改正をやつ

ておる人は構造改善をやるのだから仕方がないとい

う形で職場を追い出されるということは、全く

これは我々としては耐えられぬことですから、少

なくとも構造改善を進める上では、そういう点

の、これは全部は守り切れぬにしても、最善の努

力をする、そういう配慮は当然必要ではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○黒田政府委員 確かに、今度のビジョンの中で

は、全員生き残れないということで転職業とい

うもののが発生を想定をしているわけでございま

すが、本当に意欲があればやれる

のだという自信が持てるような形をぜひ、構造改

善を進めるのであればつくってあげてもらいたい

い。

それから、私が幾つか申し上げましたように、

現実の問題としてはわずかなところですが、そ

れために大変苦労しておるという実態があるわけ

です。そういう点では、この法律は五年間の延長で

かし、せつかくこれを五年延長するならば、今度

の中身を拝見いたしますと、協会に対する、この

構造改善の指導をする人を養成、研修するという

中身程度であつて、これはというような中身が余

りないわけです。こういう中身の薄いものが延長

されるのではなくて、私は、もつと中身の濃いも

のを延長されるべきじゃなかろうか、こう思うの

ですが、まずこの点について承りたいと思いま

る、何とかそれとの関連の中で新しい仕事を見つけたいことういう努力をされるだろうということ

で、私どもいたしましては、産地の実情に一番明るい、いわば産地組合というようなものにひと

つそういう転職業のための相談指導体制とい

うのをつくつもらつたらどうだろうか、そして

そのため政府としても一定の助成を行うとい

うふうなことで御相談に応じていきたいと

いうふうなものです。それは甘いのじゃないですかね、そう簡単に。だから、それはどういうよう

な面倒を見て心配なく転職できるようにするのかと

いうことが一つ。

それから、先日の参考人の労働組合側の御意見

も私聞いてみましたが、構造改善をやるときに、

どうしてもこれは雇用の問題が起きてくる。そ

ので、企業だけが生き残ればいいという考え方の

方がどうしても優先しているように思う。ですか

ら、その場合に、雇用の問題というのを頭に置き

ながら、労働組合のあるところは聞いてもらつて

おるようですが、そうでないところも中小零細で

は多いわけですね。そういう中では、そこに働く

人たちは構造改善をやるのだから仕方がないとい

う形で職場を追い出されるということは、全く

これは我々としては耐えられぬことですから、少

なくとも構造改善を進める上では、そういう点

の、これは全部は守り切れぬにしても、最善の努

力をする、そういう配慮は当然必要ではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○黒田政府委員 確かに、今度のビジョンの中で

は、全員生き残れないということで転職業とい

うもののが発生を想定をしているわけでございま

すが、本当に意欲があればやれる

のだという自信が持てるような形をぜひ、構造改

善を進めるのであればつくってあげてもらいたい

い。

それから、私が幾つか申し上げましたように、

現実の問題としてはわずかなところですが、そ

れために大変苦労しておるという実態があるわけ

です。そういう点では、この法律は五年間の延長で

かし、せつかくこれを五年延長するならば、今度

の中身を拝見いたしますと、協会に対する、この

構造改善の指導をする人を養成、研修するという

中身程度であつて、これはというような中身が余

りないわけです。こういう中身の薄いものが延長

されるのではなくて、私は、もつと中身の濃いも

のを延長されるべきじゃなかろうか、こう思うの

ですが、まずこの点について承りたいと思いま

す。

○黒田政府委員 織維産業が構造改善を進めます

ならば、先進国として持っているいろいろな潜在

力、それは非常に深く、広い市場であり、また高

い技術力、あるいは技術開発力でもございますし、創造的な文化の伝統というようないろいろなものが生かされるような、そういう国民のニーズに即応したものを、衣服を供給する織維産業というものができるはずだということが昨年のビショングでございます。

この法律は、実は構造改善計画というものを事業種間の連携のもとにつくりました場合には、これを政府が支援をしようということでございますので、そういった理念を持った方が集まられてして、構造改善計画というものを考えていただいく、そしてその上で、それを政府が支援をすると、いわば一種の器の形になつていてるというふうとでござりますので、中身を盛り込んでいただきたいのか、發意でやつていただきたいということが、まず第一にございます。

万事と、こう落ち込んだわけです。そして、これが実際に動き出した四十七年では千三百七十三万平だ。そこでやつと今、五十五年、五十六年、五十七年となつて千二、三百万平方メートル、生産額の四%台に回復をしたのです。これが今の現状でありますけれども、大勢といたしましては先生も見えますけれども、御指摘のような傾向をたどつてきているわけでございまして、確かにその中の一つの要因として、日米間の織維取り決めというものが制限的な役割を果たしたということはあるいは否定できないかもしれません、現状におきましては、規制枠に比べて輸出実績というものが相当地回つておりますので、今後の努力によつてこれを増加していく可能性といふものはある、かように考へる次第でございます。

○渡辺(憲)委員 この日米織維交渉ですね、これは承りますと局長もその参加された一人だそうで、ですが、この「日米織維紛争」という本によりましても、あるいはまたいろいろな資料を調べまして、も、これはもう完全に日本側の失敗だ、こう書いておるわけですね。当時の業界誌を見ましても、当時の大蔵会長が「協定のあらましはきいたが、田中君」——これは原文どおり申し上げますから失礼かもしれません、当時の通産大臣田中角栄さんです。「田中君は何もしなかつたにひとしい。その結果たる業界に大混乱をきたすことは必ずある。心配していたことが事実になつてしまことに遭った。心配していたことが事実になつてしまつた。」——こう述べていらっしゃるわけですね。こういうふうに、この日米織維協定は日本の織維業界に大変な苦労と、そして厳しい環境をつく

り出した、私はそう見ておるんですよ。また業界もそう見ておるんです。

この本には、ここで明らかに、これはもうフランガン補佐官と牛場大使のこの交渉は完全に日本側の負けなんだとまで極論しているんですね。こういう取り決めによって今日の日本の織維業界が苦しい環境に置かれておる、そしてこれから今輸出に乗り出していこうというわけですが、これの支障になつておるかどうかということをもう一遍伺います。

○黒田政府委員 日本の織維輸出というものは一時全般的に相当落ち込んでおりましたが、最近はいろいろまた関係者の努力によりまして持ち直しつつあるわけでござります。そしてそういう際に、果たしてこの日米間の現在の取り決めが支障になるかどうかというお尋ねでございますが、実は從来は余り支障になつていなかつたというふうに言えたと思ひます。しかしながら、昨年の暮れにアメリカ政府の中で、これはまあ非常に大統領府のイニシアチブと言われておりますが、厳しい織維貿易政策というものを打ち出したことを一つのきつかけといたしまして、その後織維取り決めの規定を援用する形で私どもにいろいろな要求をしてきております。現在交渉を進めているところでございますけれども、そういう要求が出ているということは、それが一つの対米輸出に対する制約因になり得るということを示していると思ひます。

○渡辺(憲)委員 関税を見ましても、ポンド当たり、日本がアメリカへ輸出いたしますときには三十五セントプラス三八%、約四〇%くらいの関税を取られるわけですよ。これは御承知ですね。これに対しても日本は、毛織物を輸入いたしますときには一二%の関税をかけておるわけですね。輸出するときには四〇%取られて、輸入人物には一二%しかかけておらない。これで日本の毛織工業界は頑張つておるので、この中で、特惠関税になりますと、御承知のとおりこれがこれの半分でございますから六%になるわけですね。そうすると特

○渡辺(憲)委員 今お聞きのように、関税の問題題
あるいはまた日米織維取り決め、失敗だと言われ
あるが、この問題は、毛織物の輸出を規制する方
面から、日本が特恵国として輸出するときには、
日本は特恵国には輸出できませんから、四〇%
の関税を取られ、入ってくるやつは六%で入って
くる、こういうのが今の実態なんですが、これに
ついてどういうふうに今対応しておられますか。
○黒田政府委員 関税は品目によりましていろい
る上下がございます。そして戦後のガットの歴史
は、その関税というものを相互に引き下げ合うと
いう形でいろいろな交渉が從来行われてきたわけ
でございます。そういう過程の中で、確かにアメリ
カの場合特に毛織物というのは、率直に申し上
げましてきわめつきの高関税と言えると思いま
す。しかし同時に、なかなか毛織物業界も頑張っ
ておりまして、私どもこれを引き下げようとま
た、ヨーロッパの連中も大変努力をいたしました
が、なかなか応じてきていない。したがつて、も
ろもろの関税が相当引き下げられているという現
状の中で、毛織物については特に高関税が残つて
いるというのは御指摘のとおりだと思っておりま
す。

我が國の場合も、関税につきましていろいろな
議論がござります。毛織物というのは繊維の中で
は比較的高い水準の方に属するかと思います。し
かし、今申し上げましたように、関税のレベルと
いうものは非常に長い歴史的な経過と交渉の積み
重ねの結果によるという要素が多いわけでござい
ますものですから、確かに現状でそれを見たとき
に、非常なアンバランスが目立つというようなこ
とがございまして、特に織維業界の方々から、関
税率の不均衡問題という点は從来いろいろと御指
摘があるわけでございまして、その是正方、私ど
もあらゆる機会をつかまえて努力をしております
ところです。ですが、率直に申し上げて成果が
上がったかということになりますと、なかなか敵
の堅壁を破るには至っていないというところが率
直なところだと思います。

たこれですね、これについて当然こういう不平等な、不平等というか不公正な取り決めはこの際改正をしてもらへべきだ、そしてこういう関税のあり方を変えなければいけない、私はこう思うのでありますが、この点につきましては、この取り決めの中にも、日本政府は「この取極の適用の結果日本国がアメリカ合衆国への綿製品毛製品」あと省略しますが、等が「第三国に比し不公平な立場に置かれ若しくは置かれるおそれがあると認める」ときには、日本国はアメリカ合衆国に対して協議を要請して、そして将来のことに向かって改善その道をあけておるわけですが、大臣、ひとつこいう点についてどういうふうにお考へてござりますか。

○黒田政府委員 若干技術的なことなので私から御答弁させていただきますと、幾つかの国とアメリカが織維の輸出規制を持つていてるわけですが、一部に持つてない国もあるといふことがあります。そこで、その輸出規制をしてる国相互間、あるいは輸出規制をしていない国との関係で、例えば日本の対米輸出の当該品目のシェアが急速に下がるというような事態がかつて起こったわけですが、いまして、そういうことを頭に置いて、もしそういう不公平が起つた場合には、その是正を要求できるというための根拠規定になつてあるものでございます。

○渡辺(嘉)委員 今お聞きのように、そういう中身なんです。経過もおわかりいただいたと思うのですが、こういう問題は、これは政治的な、また大臣クラスの問題だと思うのですがね。大臣はこれに対してもうふうに対処されるおつもりですか。

○小此木国務大臣 日米織維交渉、その結果が成功であつたか失敗であつたか、それは議論の分かれどころであると思いますが、関税の上の不公平な問題があるとするならば、それは当然我が國の主張を入れるべき余地があるのではないか、それのようなことをよく検討して、公平な状態になるべく努力することに、私は研究してみたいと思

います。

○渡辺(嘉)委員 ありがとうございました。そういふ強い決意をいただいて私も敬意を表するわけですが、これらの毛織物の産元は大部分が尾西地区、尾北地区、あるいはまた津島地区、そして岐阜地区、これが毛織物の一一番大きな産地であることは、これは御案内のとおりだと思うのです。ですから私は、その中身で実態を考えまして、そして、これが六十年の十二月にはまた切れるわけです。ですから、もう既に交渉が始まろうとするはずだと思うのです、次のことに付いて。ですから、今大臣がおつしやつたそういう気構えで、この関税の問題と、この数量規制の問題等についてひとつ対米交渉をやつていただきたいと思うわけです。

この点と、いま一つは、いろいろな日米摩擦が貿易で起きておるわけです。自動車の問題その他いろいろあるわけですが、そういうものとの振りかえをされはかなわぬのです、毛織物が。前の、四十六年にこの日米取り決めが行われたときには、これは政府の提案された書類ですが、これによると、対米輸出規制に基づいて輸出規制を行つた。だから日本政府は業界に対して二千億をばらまいて、そして業界を慰めたというか、まあまあ、こうやつたわけです。これが実態だと言われておるわけです。私どももそう思つておるわけです。ですから、そういうことが二度とあつては困りますから、今の日米貿易摩擦、いろいろありますので、こういう織維取り決めがまたもやういう中にあります。それは専ら対米の取引の材料に使われることは断じて困るわけですが、こういう点について大臣の方から重ねてその所信を承りたい。

○黒田政府委員 御指摘のように、現在ございます二国間取り決めといふものは五十七年の一月一日から六十年の十二月三十一日までという期間を持つた取り決めでございます。これは専ら対米の輸出数量について規制をすることを定めた協定でございます。

しかば六年以降どうなるかという点でござります。

それからなお関税の問題につきましては、これは先ほど来御指摘がございましたわけでございませんが、これは、この協定等とは一応別のことになりますが、これらを引き下げるための努力をしておりまして、これらを引き下げるための努力といふためにも、あるいはニューヨークランドというかくどうか、あるいは改定すべきかどうかということがあります。

それからなお関税の問題につきましては、これは先ほど来御指摘がございましたわけでございませんが、これは、この協定等とは一応別のことになりますが、これらを引き下げるための努力といふためにも、あるいはニューヨークランドというかくどうか、あるいは改定すべきかどうかといふことがあります。

それからなお、現在の対米関係のいろいろな通商問題の中で、この織維の問題がその一部を構成するといふには私どもは考えておりませんし、アメリカ側も特にそういうふうには言つてきておらないわけでござりますので、その中の取引に用いられるということはないだらうかといふふうに考えます。

○小此木国務大臣 今の織維の問題をこれに絡ませるのか、あるいはワンパッケージにして日米の交渉を行なうのかと云ふことは、それはオレンジはオレンジの問題、自動車は自動車の問題、それぞれ個別に解決すべき問題だと私は思ひます。

同時に、これは通産省だけの所管の問題ではございませんし、ほかの省庁が所管する問題等もござりますので、そういう点から考へてもワンパッケージでこれを処理するということはあり得ない問題でございます。

それでは今の大臣の答弁、局長の答弁で、あるとなつております国際的な織維取り決め、MFA程度理解はいたしました。が、前ときは、五十四年から発効した三年間の織維の取り決めであります。これが、これらの毛織物の産元は大部分が尾西地区、尾北地区、あるいはまた津島地区、そして岐阜地区、これが毛織物の一一番大きな産地であることは、これは御案内のとおりだと思うのです。だから私は、その中身で実態を考えまして、そして、これが六十年の十二月にはまた切れるわけです。ですから、もう既に交渉が始まろうとするはずだと思うのです、次のことに付いて。ですから、今大臣がおつしやつたそういう気構えで、この関税の問題と、この数量規制の問題等についてひとつ対米交渉をやつていただきたいと思うわけです。

この点と、いま一つは、いろいろな日米摩擦が貿易で起きておるわけです。自動車の問題その他いろいろあるわけですが、そういうものとの振りかえをされはかなわぬのです、毛織物が。前の、四十六年にこの日米取り決めが行われたときには、これは政府の提案された書類ですが、これによると、対米輸出規制に基づいて輸出規制を行つた。だから日本政府は業界に対して二千億をばらまいて、そして業界を慰めたというか、まあまあ、こうやつたわけです。これが実態だと言われておるわけです。私どももそう思つておるわけです。ですから、そういうことが二度とあつては困りますから、今の日米貿易摩擦、いろいろありますので、こういう織維取り決めがまたもやういう中にあります。それは専ら対米の取引の材料に使われることは断じて困るわけですが、こういう点について大臣の方から重ねてその所信を承りたい。

○黒田政府委員 御指摘のように、現在ございます二国間取り決めといふものは五十七年の一月一日から六十年の十二月三十一日までという期間を持つた取り決めでございます。これは専ら対米の輸出数量について規制をすることを定めた協定でございます。

しかば六年以降どうなるかという点については確かに事実なんありますが、私の申し上げたいのは、この品目で規制していない部分につきましては、実は包括的に協定がカバーしておるものでござりますから、途中でアメリカが要求をしてまざりますと、ちょうどどこで挙がつております特定品目と同じような扱いに品目がふえてくるといふ仕組みがござります。

○黒田政府委員 従来は、その仕組みは仕組みとしてだけ存在して、余り使われてきていなかつた。それが使われた結果、一、二品目ふえたということであつたわけありますが、ここへ来て相当数のものにつけてその仕組みを利用しようとしているところがござりますが、これがござつたときもから、先ほど実はこの協定の働きが制約的になつてゐるかという御質問に対しまして、そういう品目については確かに輸入を制約するような、私どもから申せば輸出を制限するような働きを持つてゐることで、現在鋭意交渉をしているということを申し上げたわけでございます。

○渡辺(裏)委員 じゃ、この際ですから、アメリカからまた新しいといいますか、昨年暮れごろからまた要求が来ておるという話も出ておるわけですが、この際日本の織維業界を守るために失敗だつたと言われないよう、ぜひひとつ強く対応していただきて、そして、できるだけこの二国間協定を破棄できるなら破棄してもらう、できなければ順次縮小していく、こういうことでひとつ大臣以下御努力をいただきたい。

それから関税につきましても、今申し上げたように輸出は四〇ペー、輸入は六ペー、五ペー、こういうものがありますので、これにつきましては、今後も関税交渉で努力をいたくよにせん臣以下御努力をいただきたい。

ひお願ひをいたします。

○黒田政府委員 次に、今度はニットの関係について質問いたしましたが、二、三ヶ月の将来も、輸出にとりましては花形であると思われ、また婦人、子供、紳士等汎用性の広い生地であり、製品であることは間違いないわけですが、これに対する対策等について何かお聞きをいたしますか。

ットの柄を自動的にコンピューターと連動して読み取り、かつ編み出していくというような、まさに多品種少量短サイクル時代の模範的なといいますか、典型的な機械の導入といいうようなものもニットの業界では進められている。そういう努力もニット関連のところの隆盛の一つの原因であろうかと思つております。また最近は、ニットの素材につきまして、その国際的な参加を呼びかける形で素材の見本市というようなものも、展示会といふようなものも行われて、非常に活況を呈しているというふうに聞いておるわけでございまして、私どもも、そういう催しに対しましては大いに後援をするというようなことで対処をしているわけでございます。

○渡辺(嘉)委員 政府としてはいろいろやつてもらつしやるという話ですが、私どもが実態で見るときには隔靴搔痒の感で、文字どおり企業の労使の自主努力でやつておるのが実態だと私は思つておるのであります。もちろん、甘やかしたり特別に助成をせよという意味じやないのであります。しかし、今このニットの抱えております業界の問題点というのにはこれまた大変あるわけですね。大きな設備をいたしましたが、稼働率は大体三〇ないし四〇%しかありません。稼働しない。それは小ロット、単品、多品種のためにならぬのです。これは遊ばせなければならぬのですよ、好きで遊ばしておるわけじやないのですが。こういうものに対するもと実態に合わせた、仮に近代化設備資金なんか貸す場合で申上げるわけですが、生産額の五二%輸入しておるわけですが、これはまず要望といたしておきます。

このニットも、生産額の五二%が輸入になつておるのであります。これはメリヤスということで関税を掌握していらっしゃるので、メリヤスの部類で申し上げるわけですが、生産額の五二%輸入しており、輸出は生産額の二・二%、これが今このニットの業界の実態なんですね。この際、こういう輸入については文字どおりある程度の規制をしない

と、ニット業界は、先ほどの毛織と同じで実に労使の苦労労働のたまもので持ちこたえておるにすぎないのであって、こういうことは長く続かせるることは無理ではないか、私はこう思うわけなんですが、この輸入と輸出のアンバラについてどうな対応を考えられますか。

○黒田政府委員 ニット製品につきましては、品目によりまして確かに非常に輸入比率が高いといふようなものもございまして、また輸出も健闘はしておりますが、確かに輸入の超過があるということは事実かと思います。そして業界の方々から、例えばセーター等が非常に増加しているという意味で懸念の表明がござります。私どもいろいろ調査もいたしておりますが、輸入されますものの主体は、例えば手編みのセーターというふうに、実は日本の国内では非常につくりにくくなっている。それはコスト面で非常につくりにくくなっているというようなものについて主として輸入が行われているというふうにも聞いておりますし、確かにかつては相当むちやなといいますか、思惑的な輸入も起つたようございますが、最近はそれぞれ非常にブランド等の指定もある形で輸入が行われておるというふうにも聞いているわけでございますので、確かに当面高水準で警戒は必要するわけでございますけれども、直ちにこれを規制しなければならないというほどの事態に立ち至つているというふうには、必ずしも考えないわけでございます。

○渡辺(嘉)委員 規制を今はまだ考えなくてもいい、こうおっしゃいますが、これは企業の自主努力とともに、設備廃棄その他をやられたわけですね。

だから、ここで二つお聞きしたいわけですが、私は、今申し上げたように、五十数%も輸入しておるという実態から見て、これはもうこの際規制をすべきでないか、そういう時期がもう目の前に来るのではないか、こう考えておるわけですが、それとともに、設備廃棄によつて国内の業者のが、減らして、そして輸入に備えておるといいます

か、こういうことも言えないことはないと思うのですね。しかし、設備廃棄、転廃業を余りやることなどは、私は決していいことだと思っておらないのです。こういうような意味から、この際もう規制に入つていく時期に来ておりはしないか、こう思いますか。

(委員長退席、渡辺(秀) 委員長代理着席)

○黒田 政府委員 先ほども申し上げましたように、現在輸入されておりますニット製品のうちで、例えばセーターのごときものは、国内でなかなか人手がかかつて高くつくということなので、海外、特に近隣の諸国に注文生産をしているというものでふえてているというふうに聞いているわけござります。

他方、国内の方は、先ほども申しましたように、非常に新しい技術を駆使いたしまして、コンピューターで管理をしながら自動的に柄を読み取り、それを打ち出していくといいますか、編み出していくというような形で、非常に先端的なものに特化するといいますか、そういう形でのある種の分業関係というものもあるようでございますけれども、大きさだけで判断をするというわけにもいかないのではないかというふうに考えます。

○渡辺(秀) 委員 余り感心した答弁だと思わないのですけれども、それはいろいろ立場があるので、今すぐ言えぬかもしれぬけれども、御認識だけはしておいていただきたい。

それから、設備廃棄のことですが、これは、ニット関係は五十三年にやられたわけですが、昨年もやる計画をいたしたわけです。ところが、岐阜県も予算を用意するつもりだったのですが、こどしきなかつたわけです。これは二〇%ラインに達しないと設備廃棄の対象になつてこないところが、今度の場合は一五%ぐらいだったから乗れなかつた。僕は、こういう二〇%というような大がかりなことを考えなくて、せめて、一〇%ぐらいいずつで小刻みにやってやつた方が業界に与える

○渡辺(嘉)委員 今承ると、四百人ぐらいを対象にしておる。約一千万円ばかりですね。一人当たる二万五千円。果たしてこれでそういう今の高遠な要求にこたえられるであろうか。ましてや、この対象者は各業界並びにそれらの関係会社等のOBを対象に考えてみたい。こういうことですか、考えてみれば既製品で安上がりにやろう、こういうんですね。五十五、六になつてもう定年だ、やめたそのOBを集めてきて訓練してばらまく、これでは今のが新しいニーズにこたえた新技術は生まれてこないのではないか。その人々はどういうことございましたけれども、最近の非常な技術進歩を背景にいたしまして、新しい技術といふものが繊維産業にも逐次導入されてきる。それは先ほどの二ツの編み出し、柄出し機というようなものもございましたけれども、センサーと絡んだコンピューター制御型の技術というもののがもつともと繊維産業に導入されるべきものである。そういう立場に立ちまして、新しい技術のニーズを発掘し、同時にその開発を助け、開発された技術の成果というものを普及する、そういう役割を担い得るような人材をこの際つくり出していこう、こういう計画のもとに繊維工業構造改善事業協会の新たな業務として法律改正をお願いいたしますとともに、そのため若干の予算ではございますが、五十九年度の予算要求の中では御審議をお願いしているということでござります。

○渡辺(嘉)委員 それでは、どの程度の規模でどういう人を対象におやりになりますか。

○黒田政府委員 現在、予算要求は九百九十万一千円という予算規模を要求しておりますが、このお金で大体四百人ぐらいの人を育成できるのではないかという事業計画をつくっているところでございます。

正の中には織り込んだ目玉にはならぬのじやないが、こう思つたから、この際こういうOBを集めてやるというような発想でなくして、また予算も一人当たり二万五千円なんというそんなことでなくて、これは今一番要求されておるわけですから、ぜひ思い切つたやり方をしてもらいたいと思うのですが、どうでしよう。

○黒田政府委員 一人当たりの研修費というものが二万数千円ということことで、どの程度のことができるかと、いろいろ点でございますが、これはもっぱら研修部分のみに充てるというふうに考えておりまして、旅費とか宿泊等を考えておるわけではありませんから、それなりの意味は持つのではないかだろうかという計画でございます。

それから機械業界等を定年退職された、いわば中高年の方にお願いするということはどうかといふ御指摘がございました。確かにこれから新しい若い人たちを養成するということも一方必要だらうと思いますが、すぐの間に合うという意味からいいますと、やはり機械的な知識、そして当然機械メーカーで最近の技術等に関してある程度の勉強もしておられるような方々に、新たなニーズといふものからもう一遍現状を見直していただきますならば、それは、やや他業界に比して立ちおくまっていると言われております織維業界にとりましては大変なといましようか、大きな戦力にはなつてもらえるんじやないだろうか、そういう期待等待を込めてこういう予算をお願いした次第でござります。

○渡辺(嘉)委員 今のお答えで、お答えとしての意味はわかるのです。ところがその実態を、これに現場へ植えつけようと思いますと、これはとてつもじやないがそんなことでは、今のこれだけ技術がどんどん進み、そして小ロット、多品種少量短サイクル、オーバーな言い方をすると命がけでそれぞれの業界がやつておるときだけに、功なり名

遂げてまあまあのところで課長になつた、部長になつた、そういう人々を集めてきたつて私はだめだと思うのですがね。ですから、やはり三十五、六、四十年前後のびちびちしたところ、それにびしつと仕込んでこれがばつと業界に四百人散れば、これは戦力になるとと思うのです。ひとつ歯切れのいい局長さんだそうですから、ぜひひとつ歯切れのいい政策を打ち出していただきたい、こう思うのですが……。

○黒田政府委員　これから実施に移るわけでござりますから、各産地ごとに組合等から御要請をよく承りまして、他方、人材を提供していただく側のこともあると思いますので、その辺をうまく見合うように、すぐに役に立つ新しい技術が織維産業に導入をされ得るような一番いい方法にできるだけ近づけていきたいと思っております。

○渡辺(嘉)委員　自動縫製システムについて次に聞きたいと思うのですが、先ほどからの御答弁を聞いておりましたので、自動縫製システムに対する政府の考え方はある程度わかつたわけなんですが、そうなりますと、五十七年、五十八年にかけて基礎を研究し、基本設計をしてきた、よいよこれからだ、こういうことを承ったわけですが、めどは一応昭和六十年をめどと考えておる。そうしますと、これの計画は大体百三十億と承っておるわけです。そうすると、ことしの予算化が十億以下の金なんですね。これで計算いたしますと、あと残った金は百十億ぐらいを投入しなければ、自動縫製システムは完成しないわけですね。これから一年間に二十億から三十億要るわけですね。果たして六十四年に間に合うかどうかということと、いま一つは、それぞれの研究成果をまとめて出すのではなくて、その都度研究成果をそれぞれの業界に発表し、そして導入させるべきじやなからうか、私はこう考えるのですが、どうでしょうか。

○黒田政府委員　当初百三十億というような構想でスタートをいたしまして、現在までのところ二十億を切る程度の予算の配賦を受けておるということから、今後計画としては非常に大きなものが

残つておるという点につきましては御指摘のとおりでございます。

ただけるようにしたい、かのように考えておりま
す。

（源邊（嘉）委員）これはそのうちおきおかほんしのうものでないことはおわかりのとおりですが、日本だけが縫製をやつておるわけじゃないものですから、ね。六十四年と銘打たれたわけですが、他国と競争場裏にあるわけですから、できたものを一日も早く工業化のレールに乗せてやる。こういうことが必要でございますので、今、局長も全力を挙げる、こうおつしやつたわけですから、何とかひとつ全力を挙げて予算を獲得していただきたい、ぜひこれを実行あらしめていただきたい、これは大臣にもよろしくお願ひをいたしておきます。

○黒田政府委員 御指摘ございましたように、アパレル産業の振興という意味で、そういったデザイナー等の面での人材の養成ということが極めて重要な要素であるということは私どもも理解をしているところでございます。

そのような見地から、実は五十四年度、前回のこの法律の延長御審議をいたしましたときに、先ほど来たびたび出てまいります織維工業構造改善事業協会というところにアパレル産業振興センターというようなものを設けまして、ここで各種

の人才培养用の教材というようなものをつくり出すという形で、アパレル産業が行つております人材育成に協力をするというふうなことを從来行つてきたわけでございます。

これをいろいろな学校をつくつたらどうだといふようなことになりますと、なかなかこれは文部省等との関係もあるかと思うわけでございまが、何と申しましても、これは上からお上がつくり上げるというような官主導型でデザイナーを養成するというよりは、やはり民間の自発的なものからそういった創造力豊かな人材が育つてくるというような性格のものだと思うわけでございまして、ひとつ産地の方々の御努力でそういうようなものの芽が出ていけば、おのずからそれが育つていくというようなことがアメリカ等の場合の事例のようでもございます。したがいまして、とにかくそういうものを発足させていくというようなことが肝要なのではないだろうかというふうに考えているわけでございます。

○渡辺(憲)委員 時間が余りありませんので飛ばしますけれども、もう一つ聞いておきたいわけでですが、今も、上からそういうものをつくるのではなくて、下から産地の企業努力そのものを含めてやつてくる、僕はこれはもうみんなやつておると思うのです。またやつております、現実に。やつておらなんだら今ごろつぶれてしまつておるわけですね。やつておるわけです。ところが大企業になりますと、これはやはり研究施設も人も持つておられますし、資金力もあるのです。ところが中小企業は、そういう研究をやつておりますと研究のためにつぶれてしまうのです。これはおわかりいただけたと思うのですね。

だから、どうしてもここで共同組織によるそういう研究を助長するということを考えてやらなければいけないんじやないか。共同職訓がある程度成果を上げたように共同研究をさせ、こういうものに対して通産省が手を差し伸べてやる、こういうことが必要だと思うのですが、この点について、このファッショントン工科大学等をつくることに

人材育成用の教材というようなものをつくり出すという形で、アパレル産業が行っています人材育成に協力をするというふうなことを從来行ってきたわけでございます。

これをいろいろな学校をつくつたらどうだといふようなことになりますと、なかなかこれは文部省等との関係もあるかと思うわけでござりますが、何と申しましても、これは上からお上がつくり上げるというような官主導型でデザイナーを養成するというよりは、やはり民間の自発的なものからそういう創造力豊かな人材が育つてくるというような性格のものだと思うわけでございまして、ひとつ産地の方々の御努力でそういうようなものの芽が出ていけば、おのずからそれが育つていくというようなことがアメリカ等の場合の事例のようでもございます。したがいまして、とにかくそういうものを整定させていくというようなことが肝要なのではないだろうかというふうに考えているわけでござります。

しますけれども、もう一つ聞いておきたいわけですが、今も、上からそういうものをつくるのではなくて、下から産地の企業努力そのものを含めてやつてくる、僕はこれはもうみんなやつておると思うのです。またやつております、現実に。やつておらなんだら今ごろつぶれてしまつておるわけでですね。やつておるわけです。ところが大企業になれば、これはやはり研究施設も人も持つてありますし、資金力もあるのです。ところが中小企業は、そういう研究をやつておりますと研究のためにつぶれてしまうのです。これはおわかりいただけだると思うのですね。

も支援をしてやつていただきたいとともに、そういう前提となる当面必要な、そういう共同研究システム等をつくらせて、ある程度これには半分くらい国、県、市で助成してやるというような仕方をしませんと、中小企業はとても今のような資金力あるいはまた知識、これではその研究のために経営そのものが悪化してしまう、こういう危険があるわけですが、この点について、アパレル縫製研究所等を産地で一体となつてやらせるようなこと、これについてひとつ何か考え方がありますか。

○黒田政府委員 産地が構造改善計画を進められる過程で、一つの商品開発センターの一環として、今御指摘のような共同研究というものを行う場合には、これらに対して中小企業事業団の高度化融資の活用というものは行い得るわけでございまして、

技術という点につきましては、先ほどの自動縫製システムというような意味合いで國も力を入れ、また中小企業関係の技術開発のためには、産業活性化枠を設ける等の助成措置の強化を今努力をしているところでございます。

他方、デザイナーというような、あるいは創造力の非常に要求されるような分野におきましては、必ずしも大企業の中で育つた方がすぐれたデザイナーになれるかどうか、これは非常に個性豊かな能力の要求される分野のようにも思われるわけでございまして、現在国際的に活躍しておられる方々の背景もそれいろいろあるらうかと思ひます。こういう方々を今後つくり出していくだけの能力が日本の社会にあるかという点は、先ほども御指摘ありましたように、我々にとつても非常に大きな問題のように思いますが、少なくとも私どもといいたしましては、基礎的な人材育成のために必要なカリキュラムにお役に立つような教科書という程度のところまでは何とか取りそろえて応援をさせていただく、しかし、それ以後個々の方々が伸びていかれるかどうかという点は、極めて自生性と申しましようか、個性の生かされる分野の

○渡辺(薦)委員 この点は突っ込んでおりますと時間がありませんので、これからもまた長いおつき合いをいただくわけですから、その間に逐次お願いしていくつもりです。

そこで、次に公取委員会にちょっとお伺いしたいわけですが、三越で押しつけ販売が問題になつたわけです。現在スーパー、商社等に対し、衣料品、織維等を納品しておる業者に対して、それらのスーパー、商社が持つておりますいろいろもの押しつけ販売をいたしておる事実があるわけなんですが、そういう点、御調査されたことがありますか。

○奥村政府委員 百貨店とかスーパー等の大規模小売業者による押しつけ販売あるいは不当な買いたたき等につきましては、先生ただいま御指摘のように三越百貨店の事件があつたわけでございますが、それ以後につきましても、問題がある事案に接しましたときは個別的には正をさせておりますし、それとともに社内的に自主規制基準といつたものを作成させるなどいたしまして、再発防止のための措置をとらせておるわけでございます。

また業界団体に対しましても、五十四年に押しつけ販売などにつきまして自主規制基準を設定いたしておったわけございますが、それをさらに五十七年には強化改正をいたしまして、これに基づいて業界団体の方はそれぞれ会員の指導をいたしておりますわけでございます。公正取引委員会といたましても、この基準の的確な運用によりまして、不当な行為が排除されるよう指導に努めているわけでございます。

なお、先生おっしゃいますように、もし具体的な事実がござりますれば、まだ私どもの方でも具体的な事実に接しました場合には、当委員会といふように考へておるわけでございます。

大きいというのがデザイナーの養成について言えば言えるのではないだろうか、かように考えるわ
けでございます。

○渡辺(東)委員 この点は突っ込んでおりますと時間がありませんので、これからもまた長いおつき合いをいただくですから、その間に逐次お願いしていくつもりです。

そこで、次に公取委員会にちょっとお伺いしたいのですが、三越で押しつけ販売が問題になつたわけですが、現在スーパー、商社等に対して衣料品、織維等を納品しておる業者に対して、それらのスーパー、商社が持つておりますいろいろなもの押しつけ販売をいたしております事実があるわけなんですが、そういう点、御調査されたことがありますか。

○奥村政府委員　百貨店とかスーパー等の大規模小売業者による押しつけ販売あるいは不当な貰いたたき等につきましては、先生ただいま御指摘のように三越百貨店の事件があつたわけございますが、それ以後につきましても、問題がある事案に接しましたときには個別的には正をさせておりまますし、それとともに社内的に自主規制基準といつたものを作成させるなどいたしまして、再発防止のための措置をとらせているわけでございま

つけ販売などにつきまして自主規制基準を設定いたしておつたわけでございますが、それをさらによりまして業界団体の方はそれぞれ会員の指導をいたしておりますわけでございます。公正取引委員会としても、この基準の的確な運用によりまして、不当な行為が排除されるよう指導に努めています。

なお、先生おつしやいますように、もし具体的な事実がござりますれば、また私どもの方でも具体的な事実に接しました場合には、当委員会いたしまして、従来と同様は正を図つていくというふうに考えておつたわけでございます。

○渡辺(嘉)委員 これは岐阜で起きておるわけなんですが、スーパーのニチイとか、あるいはまた商社のオンワード樫山とか、その他大体全部ですかけれども、これらが下請業者に対してあるいはまた衣料品の納品業者に対しまして、自分のところの持つてあります宝石であるとかニシンあるいはまたあんま器、羽根布団、子供服等々を売りつけるわけです。下請業者はまたこれを下請の縫製業者に押しつける。こういう下へ下へといいういわゆる浸透が押しつけて行われておるわけです。だから、このあんま器なんかを見てみますと、十五万円したというんです。ところが町の電気屋に聞いていたら、大体十二万で私のところは入れます、こういうことが今まだ平然と行われておるわけなんですが、こういうことに対して、これは明らかに不公平な取引だ、こう思うのですがどうです。

○奥村政府委員 先ほど申し上げましたように、そういう具体的的事実がござりますれば、もし詳細にお漏らしいただければ十分検討させていただきまして対処してまいりたいというふうに思いますが、今先生御指摘だけの事実でござりますと、ここですぐにお答えすることはちょっと差し控えさしていただきたいと思いますが、事実ございますればお漏らしいただきたいというよう考えております。

○渡辺(嘉)委員 今申し上げた事実があるわけなんですが、こういう事実が現在、今申し上げたよくなっていますが、あんま器を買わざりません。

○渡辺(嘉)委員 今申し上げた事実があるわけなんですが、こういう事実が現在、今申し上げたよくなっていますが、あんま器を買わざりません。

○奥村政府委員 親企業と下請との関係での工賃の問題、価格自体につきましては、その価格がそ

後の仕返しが怖いものですから、なかなか訴状としておたくへ持つてこない。だから、この点を御理解いただくと、公取の任務というものは、持ち込まれたらやるんだ、そういうものじゃないと思ふのですね。この点、公取の断固とした決意と今後の行政の姿勢をひとつお示しいただきたいと思います。

○奥村政府委員 先ほどは積極的に申し上げませ

んでしたが、実はいろいろな情報がございまして、いろいろな角度からだいま調査をいたしておるわけでございます。それで、直ちに事件とし

てなるかどうかは別といたしまして、とにかく各

方面、下請の問題、その他の関係からも調査をいたしてございますので、その結果によりましては

当然いろいろな措置ができるということになろうかと思います。

○渡辺(嘉)委員 ジヤひとつ十分御調査いただきまして、そして公取としての行政の指導監督、こ

れをひとひお願いをいたしたい。

○渡辺(嘉)委員 時間もありませんので、それぞ

の御答弁が実行されることを期待いたします

て、終わります。

○梶山委員長 日笠勝之君。

○日笠委員 昭和四十九年にいわゆる新織維法が

制定されて十年になろうとしております。この十

年間、二度のオイルショックとか最近の輸入の増

大等、織維工業界にとっては大変厳しい対応を迫ら

れてきたわけでありますが、この新織維法のもと

での構造改善の評価といいましょうか、成果とい

いましょうか、先ほども大臣お触れになりました

けれども、もう一度御所見をお伺いしたいと思

います。

○黒田政府委員 前回、五十四年にこの法律を改

正、延長していただきまして、構造改善事業計画

と/or ようなものを作成する条件について緩和を

いたわけございます。しかしながら、今御指摘

がございましたように、用意した枠に對して実績

が若干すぎ間があるというのはそのとおりでござ

いまして、これは五十四年の第二次石油ショック

以後の非常に深刻な不況によりまして、織維工業

も非常な打撃を受けました。そのため、多くの

織維事業者が当面の問題に目を奪われ、あるいは

長期的な構造改善の必要性は理解しつつも、それ

に取り組む余力が乏しかったというようなことを

主として反映するものだと考へるわけでございま

す。

○日笠委員 そのような見地から申しますと、最近若干明る

い景況も見えてまいりましたし、また昨年のビジ

ヨンブクリ等を通じて、織維事業者の間に構造

改善に積極的に取り組むという機運が大変高ま

ておりますというふうに考へますので、もう少し高水

準で推移をするのではないかだろうか。最終的な

ことはございませんが、五十八年あたりは相当高水

準の融資が行われる、かように考へております。

○日笠委員 次に、構造改善事業の参加企業は一

万六百四十九社、十五万織維製造業者から見れば

七・一%、従業員数が十万一千八百八十で、これ

れぞれ競争によって、あるいは取引条件によつて

決まるわけでございますので、その価格によつて

直ちにどうこうということは申し上げにくいわけ

でござりますけれども、その価格がいわゆる買い

たたきなり、不公平な取引に当たるよう非常な

著しい低価格であるというふうなことでございま

すれば、これは私どもの方の規制の対象というこ

とでござりますので、先ほど申し上げましたよ

うに、いろいろな側面で今調査もいたしておりますの

で、その結果いろいろな事実がわかれば、是正に

努めてまいりたいというふうに考へております。

○渡辺(嘉)委員 時間もありませんので、それぞ

れの御答弁が実行されることを期待いたします

て、終わります。

○小此木國務大臣 お答えいたします。

○日笠委員 お答えいたしました。

○小此木國務大臣 お答えいたしました。

○日笠委員 お答えいたしました。

も百四十万と言われる織維製造業の従業員数から見れば七・二%。もつとも流通段階まで含めました事業総数は三十七万と言われ、従業員は二百五十二万と言われておりますので、これを見ますれば一・九%、また四%と非常に低率ではないかという声もあります。これにつきまして、当初の期待と比べましてこの実績、この構造改善の進捗状況といふものについてどのようにお考えでございましょうか。

○黒田政府委員 全体的に見まして、構造改善の進捗といふものが当初の期待に比して必ずしも十分とは言えないというような評価は一応マクロではしているわけでございます。その際に、確かに、法律に基づきます構造改善事業計画といふものが承認されて、それに基づいて各種の財政措置が講ぜられるという意味におきましては、今御指摘のような全体の中の数字としてはパーセンテージは非常に低いわけでございますが、私ども、全体的に構造改善事業計画に乗つただけの、非常に低い数字のところだけがこの法律に基づく構造改善推進の結果であつたかというと、それは必ずしもそうではないのでありますて、やはりいろいろな意味での垂直異業種間の連携、実需により直結を得るような知識集約化を進めるという機運は業界の中に非常に高まつておりますて、その結果、付加価値の高い商品といふものが戻り出る、あるいは輸出においても意外にといいましょうか、予想外の健闘が行われておるというようなことでござりますから、十分かと言れば十分ではなかつたかも知れないけれども、その比率は二%とか四%とか七%というような比率で示されるよう位なものではないわけでありまして、そういう構造改善事業計画に乗られた方々は一つのモデルといいますか、典型例でございまして、そういう考え方が業界に深く浸透したという意味においては、この法律の過去十年間に果たしましたある意味での誘導的な役割といふものは極めて大きいものがあつた、かように考える次第でござります。

○日笠委員 この知識集約化事業を進める必要条件は、商品開発センターの設置、これは事業協会発行の手引にも載っておりますけれども、実際問題として、この商品開発センターが通産省のお考えのように十分機能していない。中には二千万、三千万という年間の人件費も非常に大変である、こういうところもあるやに聞いておりますけれども、この辺の今後の対応といいましょうか、どのようにお考えでしようか。

○黒田政府委員 今後の先進国型と言つております先進国との持つボテンシャルを生かした新しい織維産業といふものに対応いたしますためには、ハード面、いわば設備面でのある水準、技術といふものが要求されますとともに、やはりソフト面での、知識集約化という言葉で私ども言つておりますが、商品開発への対応といふものを欠かすわけにはいかないわけでございまして、確かに従来の商品開発センターといふものが十二分に所期の効果を上げていただかといふ点については、私も、いろいろな批判といいましょうか、反省の声を聞くわけでございます。そういうような過去の実例を踏まえながら、基本的に方向として間違っていないわけでありますから、そういう考え方方が生かされよう、役に立つ商品開発センター事業といふものが今後うまく機能し、発展していくといふふうに指導したいと思つております。

(委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席)

○黒田政府委員さて、また今回この新織維法の五年延長をするわけでありますけれども、この五年間具体的なグループのグループ数といいまして、またも異なるけれども、その比率は二%とか四%とか七%というような比率で示されるよう位のものではないわけでありまして、そういう構造改善事業計画に乗られた方々は一つのモデルといいますか、典型例でございまして、そういう考え方がある意味での目安といふものを私は現在持ち合わせてはおりません。しかし現在、各産地ごとに、産地の今後の五年間の構造改善を含む産地全体のあり方といふものを産地ビジョンと呼んでお

りますが、こういうものの検討が進められておりましたが、こういうものの検討が進められておりましたが、こういうものがある成熟度をもつて提出されましたならば、その時点で将来をもう少し具体的に見通すことはできるかとは思います。現段階で特別の数字を持ち合えますと同時に、やはりソフトラインの登録制をめぐる議論がいろいろございました。ただし、その取り上げ方が、登録制といふものを切離して、登録制それ自身をめぐるメリット、デメリットといふような形で議論がややされ過ぎたかと思いますが、現段階ではございません。

○日笠委員 その産地ビジョンでありますけれども、後で触れますけれども、いわゆる設備登録制、こういうようなものが通産省のお考えがはつきりしなければ、産地ビジョンの作成もできないといふ声も先日こちらでの参考人の方からの御意見もありました。そういう意味で、産地も総合ビジョンをつくるのに非常に厳しい面がある。このような意見が先日もあつたわけでありますけれども、この点はあくまでも自発的、自助努力ということであり、いわゆる産地の自発性を待つ、通産省の方から何らかの目安といいましょうか、球を投げるというようなことはないんでしょうか。

○黒田政府委員 現在日本の織維産業全体が一つのチャレンジを受けている、そして、その中から生き抜こうとしておるわけですが、同時に私は、各産地それぞれに、同じ業種のものとありますても異なる産地間で競争関係にある、そして、うまく対応しているところと対応に問題のあつたところには格差が生ずるということが、もういや應なしの現実の課題となつているわけでありまして、私は、そういう努力をして、それを産地においては、自主的な努力として、その産地におけるましましては、自主的な努力として、その産地の将来のあるべき方向といふものをみんなで相談しながら、それを実現していくこうといふ気分は既に十分に盛り上がっているというふうに考えております。さらにここで通産省が何か後押しをしたり、球を投げるというようなことを行うことなしに、自発的なビジョンづくりといふものが進められていると私は理解しております。

○日笠委員 もう少し具体的に聞きますと、いわゆる設備登録制といふものを抜きにした、また産地の業界団体の総合ビジョンをつくるべきだ、このようにお考えなんでしょうか。

○黒田政府委員 具体的な数字で申し上げますよ

うな意味での目安といふものを私は現在持ち合わせてはおりません。しかし現在、各産地ごとに、産地の今後の五年間の構造改善を含む産地全体のあり方といふものを産地ビジョンと呼んでお

りますが、こういうものであります。そこで問題は、将来これを廢止した場合どうかと思うのです。そういう意味では、五十年提言にもありますから、今日まで約十年間といふの、現実にまだその結果といふものが、廢止になるのか存続するのかといふことも含めまして、はつきりしていらない。その責任の一端は通産省にもあります。問題は、この登録制について業界への登録制を外しまして大混乱をいたしました。

六年に再登録を開始した、こういうふうなこともありまして、登録制というものを、業界の方は最大の関心を持つて見守っておるわけであります。中曾根総理がいつも言うところの戦後三十八年の総決算、そういう意味でのこの登録制というものは、通産省がリーダーシップを持ってやっていかなければいけないのではないか、こう思うのですが、当然これは業界とのいろいろな一致点を見出さなければいけないと思いますが、大臣、この登録制ということについてはどうでござりますか。

○黒田政府委員 確かに登録制が非常に長く続いたてきておるわけでございまして、織維の審議会の廃止は廃止に向けての段取りが問題だというのがあとは現状のよう私は理解しております。その具体的な段取りをめぐる議論について、いろいろな御提案が昨年の秋にもあつたわけでございますが、そういうことでは必ずしも混乱が免れられないといふことは、この点についての具体的な結論はひとつ先送りにしよう、こういうことになつたかと思います。

編みレースのケースを御提示になりました。これはいろいろもう少し深く研究もし、御説明をする必要もあるうかと思いますが、これはむしろ、当時の業界の状況が登録制というものを維持することを許さないほどの非常な変化の時期でございました。ポリエステルの織機が新しくレース地に使われて、レースの需要が爆発的に増加をするというような事態に、従来からありました設備制限をきつちり行うという趣旨を盛った登録制が機能しなくなつたために、これは登録制という制限を撤廃をした。しかしながら、その後過当競争が起つて、これもまた問題になつたので、それが原因で登録制が導入された、こういうことだと周知されています。したがいまして、登録制をめぐりまして

○日笠委員 太田どうでしようか。新聞の社説に
も、通産省にその責任の一端がある、リーダーシ
ップをとるべきだ、こういうふうに昨年の答申の
出た後の社説にも出ております。各紙一齊にそ
ういうふうに出ていたと私、記憶しておりますけれ
ども、その点のお考えはどうでしようか。

○小此木国務大臣 いろいろ御議論はござります
けれども、この昨年十月の織維ビジョンの答申で
は、今も局長が申し上げましたとおり、答申の結
論が出なかつたわけでございます。いわば継続審
議となつたわけでございますが、今後も業界の中
で熱意を持って御議論いただく、あるいは答申の
結論が出たところで私たちはそれに適切に対処し
てまいりたいと思います。

○日笠委員 観点はまたちよつと変わりますけれ
ども、昨年の十月のこの答申でございますが、先
進国型産業への脱皮、転換といいましようか、強
調されたと思います。通産省の考える先進国
型産業というイメージ、アウトライン、こういう
ものはどのようなものであるか。私が答申を見
て、また、先ほどからの御論議をお聞きしております
と、恐らくいまだかつて他国に類を見ないよ
うな先進国型産業という意味に取れるわけでござ
います。と申しますのも、アメリカ、西ドイツ、
フランス、イギリスというのは、織維は輸入の方
が多いわけでございます。ただ、最近はアメリカ、
西ドイツというところが高級アパレル分野が大変
活力を取り戻して健闘しております。しかし、日
本の場合は今もつて全製品の四・七%ですか、輸
出製品の四・七%は織維製品であるというふう
に、非常に健闘しておるわけでございます。とい

うことは、他国に類を見ないような先進国型産業、こういうふうに私は答申を見、また先ほどの御論議をお聞きしながら感ずるわけであります。そうなりますと、この答申の中に「国際分業の中で発展しうる眞の国際的産業を目指すべきである。」こういうふうにあります。この点がどうも、アパレル産業以外のいわゆる川中と称する業界の方々が心配をしておるのは、いわゆる安い素材を外国から輸入をする、それをもつて高付加価値なものとか、アパレル産業としてのいわゆる差別化商品等々をつくって輸出をしていく。そうなると、川中のいわゆる中小工業の団体の皆さんなんかはもろにその影響が出でてくる。また、輸入も御存じのように近年非常な勢いでふえてきている、こういうふうな心配をされておるわけでございますが、通産省として考えるところの先進国型産業というもの、これは一体そういう方々の不安をどう取り除くか。先ほどの構造改善事業の中で開発センターをつくり、また、それをもとに新しい商品を、また技術を開発していく、ということは当然わかるわけありますけれども、この点、国際分業と先進国型産業という関連についてどうでございましょうか。

どうも我々がこのごろ衣服をまとうというこの世の中の状況を見ますに、確かにそれは暑いから薄い物を着るんだし、寒いから厚い物を着るといふ業があるはずだ、こういうようなことでございまして、やや抽象的なことでございますけれども、ことではござりますけれども、同時に文化を着る、伝統を着るというような要素が非常に強くなつておりますし、消費者は単に機能面だけではなくて、もちろん機能面についても厳しい要求をいたしますが、ファッショニ性というようなものに要求をしている、そういうものにこたえ得る産業、かよう考へるわけござります。

そして、しかばね国際分業との関係はどうだという点につきましては、確かに現在でも我が国の輸出は、生産の三割ほどを輸出しておりますが、他方、マーケットの二割ほどは、これは従量べ一スで申し上げておりますが、輸入品によつて賄われております。こういった形で輸出入が相互にあつて、この法律の趣旨にござりますよな異業種間の連携、垂直的な結合が進んでいきますならば、当然川下の製品メーカーといふものは川中、川上に対しても十分に生き残り得るといふことは、一つの国際分業を達成するわけでございまして、この法律の趣旨にござりますので、そういう形で消費者のニーズに対応できる素材提供者といふものは日本においても十分に生き残り得るといふことが、発展をし得る可能性がある、むしろ場合によつては輸出の可能性もあり得る、かように考へる次第でございます。

○日笠委員 それに伴いまして、共同廃棄といふことがどうしてもこの答申を見ましても目につくわけであります。円滑なる転廃業を進めていくことで消費者のニーズに対応できる素材提供者といふものは、日本においても十分に生き残り得るといふこと、また、業界の皆さんにはこの五年間で、いわゆる生きるか死ぬかである、ここまで強く決意をされておられるわけであります。昭和五十二年から五十六年まで約千八百億円近い融資を受

け、約二割の設備を廃棄した、こういうふうになつております。成果は順調に上がっているのかどうか。昭和四十五年には事業所数が十五万と言わされましたけれども、五十六年も同じく十五万。ただ、従業員数は百七十五万から百四十万ですか、三十五万ほど減つておりますけれども、いわゆる共同廃棄による転廃業の成果というものは今順調に上がつてるとお考えでしようか。

○黒田政府委員 過去何回かにわたりまして、多くの業種で設備の共同廃棄ということが行われたわけでございます。これは、その都度、非常に過剰になつてている設備を処分することによつて需給関係を改善しようというねらいに出たものでございまして、その実施の都度、計画に対する達成率といふのは極めて高いわけでございますから、その限りでは意図した成果を上げてきてたということは言つても間違はないと思ひます。

ただ、しかしながら、そういうふうに繰り返し設備処理を行つてきたということが、あるいはきたにもかかわらず、なお今日過剰の問題が議論されているのはどういうことだろうか。事による

ところでは、それは繰り返し設備処理が行われるという期

間でござります。

○日笠委員 業界の方々の不安を払拭し、円滑な

転廃業が進んでいくよう、これはやはり弾力

的にも考へて差し上げなければいけないのではないか、こう思ひます。

それともう一点、転廃業についてでございま

けれども、転業、廃業された方々の追跡調査とい

うものは通産省はお持ちなのでしょうか。

○黒田政府委員 従来そういうことをやつたとい

うことはないわけありますが、御指摘のよう

に、今後の転廃業の円滑化という観点で、そ

うことは調査の必要性といふのは十分考へておりますので、今後何らかの方法でそういう転換事例の

研究というようなものを促進し、関係者へ紹介す

るといふ方向で考え方を改めておきたいと思つております。

○日笠委員 やはりこれから五年間で転業、廃業

しようかという方にとりましては、過去の事例と

いうものが大きな励みになると思うのです。そ

う意味で、この追跡調査をし、ある程度皆さん

に情報を提供するということ、これは転廃業を進

めていく上で大きな一つの仕事にもなると思いま

すので、この点、ひとつしつかりと今後とも検討

いただきたい、このように思う次第でございま

す。

○日笠委員 時間もありませんので、事業協会の

業務について、今回も法律改正の大きな目玉にな

つておりますので、何点かお聞きしたいと思いま

す。

○日笠委員 この答申を読みましても、また先ほどからの議

論でもそうですが、要は人材育成というもの、こ

れが今後の日本の織維産業の大きな眼目になつて

くる、魂になつてくる、こういうことでござい

ます。昭和五十四年の当委員会におきます附帯決

議の中でも、この点については触れておられる

ところでございます。よつて、人材育成ということ

について協会が大変に御尽力をされておられる

ということは御案内のとおりでございますが、お聞

きしますと、大体三億円を基金とし、その運営益

が二千万から二千五百万、人材育成という大変大

きな事業の割には少々少ないような気も私はする

のですけれども、局長どうでしようか。

○黒田政府委員 現在織維工業構造改善事業協会

におきまして人材育成ということをうたい上げて

いるわけでございますが、そのやつております中

身は、まさに人材自身を育成しているというよ

うことは事実でございます。しかしながら、考えよ

うによつては、商品開発センターというようなも

のを設置いたします場合に、土地の価額が非常に

高いという地域ではそれだけ負担が大きいわけ

でございますし、地価が低いということは、組合と

しての負担も少ないというふうにも考えられるわ

けでございまして、この商品開発センターに対す

る評価とリース枠を結びつけたということは、も

ともと織維の構造改善を進めるに当たつて、設備

の近代化とソフト面での努力がバランスのとれた

形で発展すべきである、こういう考え方に出るも

のでござりますので、商品開発センター運営ある

いはその評価と、いうものの大小をリース枠にリンクせしめているという私どもの考え方を修正をいたしまして、そこに土地等についての割り増し等

を行うということは、あるいは別の意味での不公平等扱いというふうになつてしまふのではないかと

いうような判断でございます。

○日笠委員 不足してないというふうな御意見で

ございましたけれども、やはり人材育成事業の実

施といふもの、いろいろと報告書をいただいてお

りますけれども、大変多岐にわたつて仕事をして

おられます。

そこで、民間出捐金というものの、一億五千万ほ

どで一応この人材育成基金が成り立つておける

ありますけれども、大変多岐にわたつて仕事をして

おられます。

この出捐金が多いようでございます。いわゆるア

パレル産業といいまして、こういう方の出捐

金がそんなにないんじやないかといふお話をお聞

きしておりますけれども、この際充実ということ

の半分、こういうふうになつておりますけれども、いわゆる再調達価格というものは昭和五十二年までのまま現行に至つてゐる。この間、標準機械とい

で、アペレル産業界の皆さんにも出捐金をお願いをして、この基金をさらに充実していく、それが先進国型産業を目指す日本の大きな役目にもなつてくると考えるのでですが、その点いかがですか。

○黒田政府委員 アパレル関係の人才培养基金につきましては、国が一億五千万円を拠出してあります。これに対し、民間の関係の出捐は合計億五千三百万円という額になっております。このうちアパレルの関係の団体及び企業からの出捐分は七千九百万円ということでございますので、半分ちょっととどということかと思います。これはアパレルの人材なんだからアパレル屋が出せばいいと、いうような御議論もあるかと思いますが、同時に、それを通じて川中、川上、日本の繊維全体のレベルを引き上げていくという働きもあるわけでございまして、なかなか業界間の割り振りというのには微妙な問題もいろいろございまして、直ちに私ここで、アパレル屋さんの出し方が低過ぎるとか、十分だとかいう点については申し上げにくいと、いいます。なかなか業界間の割り振りというのには金を最大限に活用いたしまして、できるだけ質の高い教材というようなものをつくり出すべく現在努力しておりますところでございます。

○日笠委員 同じくこの報告書の中には、「構造改善事業の促進」というところに、「二百十名の登録指導員を中心に広く機造改善に関する情報交換を行ひ、」云々とありますけれども、現実に何名かの登録指導員の方にお聞きしましたけれども、年一回書類配付を受けるだけだ、こういうふうな方が多い、何名かいらっしゃいますけれども、実際に登録された専員という方はどのような活動、活躍をされておられるのでしょうか。

○黒田政府委員 これは、十年前に法律ができましたときには、七十五名ほどの方に指導員といふことでお願いをしておりました。五十四年の改正で産地の組合が構造改善の指導においていろいろ大きな役割をしていただこうということになりましたので、そのときに二百十名というふうになつた

たわけでございますが、大体その産地の組合の理事者の方あるいは事務局の責任者というような方たちにそれぞれお願いをしておるわけであります。したがつて、その産地について問題といいますか、そういう構造改善への要望が出てまいりますと、その方々が活躍の余地が出てくるという関係にあるわけでございまして、二百十人の方が常時一齊にフル稼働をしておるという性格ではもとより言わざるを得ないかと思つております。しかしながら、実際にその構造改善を進めるという点につきましては、既に相当長い経験が積み重ねられておりまして、たとえば繊維工業構造改善事業協会の中には指導相談室というものがございまして、ここでは常時いろいろな御相談を承るということで繁盛をいたしておりますし、また、それぞれの繊維を持っておられます都道府県の段階でも、構造改善の指導委員会等の從来の活動の経験を通じましていろいろなノーハウが蓄積されております。そういった窓口でいろいろな御相談が行われているということが現状だと理解しております。

○黒田政府委員 実は、五十九年度の予算要求の中、国際化対策研究費というものをお願ひしているわけでございます。これが成立いたしましたならば、この予算を利用いたしまして、私どもいたしましては、生活産業局長の私の諮詢機関というようなものを設けましていろいろ研究活動をしていきたい、今先生御指摘の、機関と申しますか組織は、予算の成立を待つて正式に私の私の諮詢機関が発足するわけになりますけれども、それまでの時間を有効利用しようということでござります。私どもいたしましては、この予算を有効に使って事前勉強を始めたということをございます。

つて、五十九年度を通じて業界のコンセンサスをつくり上げていこうということでござります。どういうものをつくるかというからいろいろ御意見があるわけございまして、さらに、それをどこに場所につくるかということになりますと、各地から非常な御要望もございまして、既にある地区では誘致促進協議会をつくろうというようなことを言つておられるところもあるようですが、私どもいたしましては、まずどういう入れ物なんだらうかということを皆さんに十分御審議いただく、そして、それにふさわしい場所を次に考えていく、そして、ある種の議論の中から言いますと、それはもう唯一一つだけのものであるということになるのか、一つの中心と、またその衛星的組織というふうにだつてなるのではないかというようなこともあるわけでございまして、この新しくできます、予算の成立の暁にいたしたいと思っております私の諮詢機関で、そういう点も含めて御検討いただきたい、かように考えております。

○日笠委員 では、終わります。

○渡辺(秀)委員長代理 次回は、来る四月三日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We have now an opportunity to show our real character. If we do not stand up for our rights, then we deserve to be slaves, and we shall deserve it.

昭和五十九年四月九日印刷

昭和五十九年四月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局